

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ）			
日 時	平成 22 年 10 月 5 日（火）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 28 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	大竹委員長、高橋副委員長、鈴木・大橋・菊地・斉藤（陽）・ 佐藤・林下・新谷各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

千葉委員が斉藤陽一良委員に、吹田委員が大橋委員に、佐々木委員が林下委員に、古沢委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、平成会の順といたします。

自民党。

○鈴木委員

◎市税の減免制度について

それでは、順番に質問をしていきたいと思っております。

まず、1 番目に、現状の市税の減免制度の周知についてでございます。

小樽市にも市税の減免制度がいろいろございます。ただ、思いましたのは、このごろ小樽でも、風雪の災害、水害等がいろいろ起きていますが、どういったときに減免に当たるのかがわからない市民の方々が結構いらっしゃるということで、私も、小樽市のホームページで減免制度についてちょっと調べさせていただきました。そのときに、確かに小樽市税条例という形でずらずらと書いてございますけれども、ほかの都市では、減免一覧とか減免に関する事項としてかなりわかりやすくお書きになっています。その点につきましては、小樽市はちょっと配慮が足りないかなという気がいたしますけれども、その点についてどうお思いですか、お答えください。

○（財政）市民税課長

市税の減免制度については、私どもとしてもホームページ上に税目ごとに載せておりまして、そういう意味では、ただいま、委員が御指摘のように、一覧の形にはなっていないという現状でありまして、その辺については工夫ができるのかというようには考えてございます。

○鈴木委員

これはお願いでございますけれども、やはり、そういった形で、税を取るのも市の仕事ですけれども、当然の権利として減免できますよということを周知するのも大切な仕事だと思いますので、ぜひ、その点には配慮していただきたいというふうに思っています。

この点につきましては、ホームページ等で改めていただきたいということのお願いでございますので、これ以上は言いません。

それでは、次に移ります。

◎市有財産現在高の状況について

この前、小樽市の財政という統計資料をいただきまして、これの22ページに当たりますけれども、市有財産現在高状況調というのがございます。この中で何点か项目的に内容がよくわからないものを質問させていただきますので、それから、残高が平成17年度から21年度までずっと同じといたしますか、全く数字が変わらないという項目があります。この点についてちょっと質問させていただきます。

まず、上の欄から山林基金と、それから教育山林基金というのがございまして、この項目は、17年度から21年度まで全く手がついておらない状態でございます。まず、この山林基金と教育山林基金の用途等を教えていただき

いと思います。

○（財政）契約管財課長

山林基金、教育山林基金のところに記載されている額は、取得時における土地の評価額を記載しておりますので、土地の増減がない限りはそのまま記載しております。

○鈴木委員

といいますと、山林基金と教育山林基金の土地ということによろしいですか。

○（財政）契約管財課長

基金ということでございますが、この事業運営自体、その土地から生まれる立木の売買で運用している流れなのですが、基金という財産というとらえ方におきまして、その土地の取得価格をここに記載しているということでございます。

○鈴木委員

一体何をしているかということを知っているのですけれども、何もしていないという答えでよろしいのですか。

○（産業港湾）農政課長

産業港湾部のほうで山林基金と教育山林基金ということで上げていますけれども、山林基金の設置の目的としては一般財源の造成に資するためということで、ここの立木を売った場合に、その売却代を一般財源に歳入として計上することになっております。それから、教育山林基金についても、その立木を売った場合に、歳入を一般会計に計上するということになっております。

ですから、事業としては、最初に造林などをやってはいるのですけれども、その後は管理上としては、土砂崩れとか事故等があれば動きますけれども、今のところは、木を育てているといいますか、売れるときになったら売る、必要があれば売るといような状況になっていると思います。

○鈴木委員

売った場合にはということではなくて、売った形跡があるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つつけ加えますと、山林基金をインターネットで調べると、小浜市で1件だけしか出てこないのです。そして、教育山林基金という項目は、どんなに検索してもほかではないのです。この違いは何かということと、なぜこういう話になったのかということをお聞きしたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

実際に売ったという話では、平成17年度に、小樽市が蘭越町に持っていた市有林を売ったというふうには聞いております。そのときには約2億7,000万円の販売額があったというふうには聞いております。

それと、教育山林基金につきましても、これは伝え聞くことなのですけれども、昭和四二、三年のときに売って、それで学校の用具といいますか、そういうものを買ったと、今聞いたときに確認しましたらやったようですということでした。一応、そういう経過はあります。

○鈴木委員

内容がどういふものかということをお聞かせ願いたいということで、それで結構なのですけれども、もう一つお聞きしたいのは、平成17年度以降何もされていないということですね。それで21年度まで来まして、このままこの項目がずっと残るといふことなのではないでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

今、急でしたので調べてはいないのですけれども、当然、蘭越町のほうについても小樽市として何らかのそういうものを売っておりまして、財源として収益の中に入れていふことがあったと思うのですけれども、まずは土地を売らなければ減りませんが、実際にどうしても必要なときが来れば売るといふふうには私は思います。私も今年異動になったばかりなのですけれども、今のところ処分するといふ話は一つも聞いてはおりませんので、

このまま継続されていくのかなとは思っています。

○財政部長

山林といいますか、山を持っているとか言いますが、申し上げましたように、基本的には、木を育てまして、一定期間、育ったときにそれを売って財源にすることを目的にスタートしたと思いますけれども、先ほど言いましたように、蘭越町の市有林で山林を売った後は、見ておわかりのとおり、それほど大きな財産でもございませんので、現時点では、この後も少し様子を見ていくということになるのかと思います。

ただ、売ってしまえばなくなるわけですが、今、市ではそういう判断をする段階ではないと思っております。

○鈴木委員

今何かをするということはないのですが、将来、何か使うことがありそうなので、残しておくという解釈なのですね。わかりました。

しつこいようですが、ただ、平成17年度にこんなことがあったようだがぐらいの記憶で、5年も6年も何もせずにこうなっているときに、そろそろ、売るとかというのではないですが、当初の目的に戻ってこの山林で何かしようとか、そういうことは今お考えではないということ、もう一回、確認しておきます。

○財政部長

申し上げたとおり、現時点では、この山林基金なり教育山林基金を処分して財源にしようという予定は持っておりません。

○鈴木委員

あと何点か、今の市有財産現在高状況調の中で、朝里川温泉郷観光施設整備資金が平成17年度に比べて21年度には少し増えております。それから社会福祉事業資金、これも増えています。この理由を教えてください。

○（財政）契約管財課長

社会福祉事業資金につきましては福祉部の管轄ですが、私のほうで答えさせていただきます。

基本的に、増えている理由につきましては、寄附金をいただきまして、寄附金をもらった年に増額しているということを開いてございます。

○鈴木委員

両方ともですか。

○（財政）契約管財課長

社会福祉事業資金についてです。朝里川温泉郷観光施設整備資金については産業港湾部でございます。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ただいまの朝里川温泉郷観光施設整備資金の積み立てでございますけれども、朝里川温泉郷の観光施設を整備する資金を造成することを目的とする基金でございますが、これにつきましては、入湯税の一部を毎年一定額積み立てていく、そのほかに積立てしながら利息もそこに入っているわけでございます、そういったことでまず財源としてあります。

そして、朝里川温泉郷の整備ということで、給湯設備の維持・管理にお金を使っております。修繕に対して使ったお金が少ないということで、毎年年度末の残高が増額になってございます。

○鈴木委員

先ほど前段で言いましたとおり、平成17年度から21年度まで全く同じ金額、1,000円単位でございますので、あとの100円単位では違っているのかもしれませんが、同じ数字が並んでいる部分何か所かございます。普通、利息にしる何にしる、何も事業を行ってなければ、当然、若干ですが、数字は違ってくるというふうに思うのですが、この点に関しまして、利息は別途どちらかへ移しているのか、その部分は記載しないほどの小

さいものなのかということをお教えください。

○（財政）契約管財課長

基金の中身によりまして、次の年度に利息を算入している基金もあります。また、例えば、荒木社会福祉事業資金基金は5,000万円ですが、これについては利息を事業に充てて、利息枠で事業の運営に当たっているという基金があります。ですから、その基金の規模によってちょっと中身は違いますが、そのどちらかになると思います。中身についてはそういうふうになっております。

○鈴木委員

わかりました。項目ごとに違うということで、利息をお使いになって事業をしている。なにぶん、今、利息は本当に少ないですから、たぶん、そういう事業をさせていてもほとんどできないかと思うのですけれども、そういう御説明でありましたらわかりました。

◎貸付金の状況について

3番目の貸付金の状況について、特に勤労者貸付金並びに中小企業設備近代化合理化資金貸付金につきましてお聞きしたいと思います。

決算説明書の中で、勤労者貸付金の決算額が950万円となっております。まず、この内容についてお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

勤労者貸付金の事業内容でございますけれども、市内の事業所で働く勤労者に生活上必要な資金を貸し付けまして、勤労者の生活の安定や福祉の向上を図ることを目的とした制度でございます。

○鈴木委員

お話によりますと、今、市ではこの貸付業務を行っていないと聞いておりますけれども、その点についてはどうですか。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年度からになりますけれども、道や民間の金融機関のほうで、利用者にとって市が行っている貸付制度よりも有利な制度を提供していることから、平成21年度から市民への貸付けをやめている状況でございます。

○鈴木委員

新規の貸付けはしていないというお話ですけれども、平成21年度の貸付状況をお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

平成21年度当初で30件、金額で言いますと約1,700万円の貸付残高が残っている状況でございます。

○鈴木委員

約1,700万円残っているということでございます。ということは、決算説明書にある950万円の貸付けというのはどういう数字になるのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

労働金庫を窓口にしておりまして、市と労働金庫で半分ずつ貸付金の残高について負担することになっておりまして、約1,700万円の半分で、昨年は950万円と。

（「合わないのですけれども」と呼ぶ者あり）

済みません。平成20年度の予算を立てる段階で残高がまだ1,900万円ほどありましたので、950万円を労働金庫のほうに入れたことによって合わせた形になっております。

○鈴木委員

わかりました。そうしますと、確認ですけれども、この勤労者貸付金というのは年々少なくなって、最終的にはゼロになるという考えでよろしいのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

先ほど申した貸付残高がゼロになった時点で制度自体は廃止することで考えております。

○鈴木委員

同じ貸付金名目でしたので、今でも動いているのかなと思って質問したのですが、もうすでに廃止されていて、あとは残高がゼロになる一方ということですね。

それでは、次に中小企業設備近代化合理化資金貸付金についてお聞きいたします。

まず、今の状況をお知らせ願いたいのですが。

○（産業港湾）産業振興課長

市内の金融機関といわゆる共同融資という形で、市内の中小企業者の経営安定化ですとか設備の合理化を進めるために融資制度を持っておりまして、その形で予算を計上させていただいております。

ただ、決算説明書の中で申し上げますと、商工業振興費の不用額が全体で2億9,551万3,000円ほどございますが、そのうちの約98.8パーセントがこの貸付金の不用額となっておりますとあり、なかなか市内の経済状況が好転しない中、思ったほど、融資制度といいますか、貸付金が伸びていないというような状況でございます。

○鈴木委員

その点をお聞きしたかったのです。せっかくこれだけ協力というか、後押しする形で予算をとっているわけですが、ところが、あまり利用される方がいないという現状なわけです。たしか、お聞きするところによると、借りやすくするために何か手だてをされたとは聞いていますけれども、その点について教えてください。

○（産業港湾）産業振興課長

決算説明書に載せております中小企業設備近代化合理化資金貸付金というものがございます。従来これは、設備等近代化資金、店舗等改善資金、商店街グレードアップ資金の3本立てで行って行っておりましたが、4月から、商店街グレードアップ資金を除いた設備等近代化資金、店舗等改善資金を統合して設備総合資金に一本化し、また、貸付金利につきましても、期間金利、つまり10年未満、10年以上、そして変動金利を設けましたように、借りやすいような制度改正は、順次、経済状況を見ながら行っているところでございます。

○鈴木委員

なかなか市中の銀行から借りてまで商売を拡張するとか、そういう気にはなれないという今の経済状況がよく出ているという気がするのですが、まず、こういった枠を持っていても実際に使っていないことについてはどうお考えでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

特にこの設備系の融資制度につきましては、やはり、市内企業の投資マインドといいますか、それがなかなか上向きにならないということが一つあると思います。

ただ、融資制度と申しましても、日本政策金融公庫の融資制度もございまして、また、北海道の融資制度もございまして、それにまた小樽市の融資制度ということで、いろいろな機関、また自治体が融資制度を設けております。ですから、その時々に応じまして、金融機関のほうも事業者の意向にこたえる形でどういう融資制度を選ぶかということもございまして、そうした中で、総じて、申し上げましたように、設備投資意欲がなかなか上向かないということで件数も増えませんが、さまざまな融資制度がある中で、例えば、小樽市の制度融資よりも有利な制度資金がございまして、そちらの方に流れているということもあろうかと思っております。

○鈴木委員

今の中小企業設備近代化合理化資金貸付金の貸付状況とかそういうこともいろいろかんがみて、今の小樽市内の経済というのがすごく見えてくると思うのです。特に、この側面からかんがみて今の状態がどうかということについて、ぜひ部長のほうからコメントをいただきたいと思っております。

○産業港湾部長

課長も申し上げましたけれども、やはり投資マインドが冷えているというか、そういう状況の中で、設備関連の資金については、平成21年度だけではなくて、ここ数年来、落ちてきている傾向がございます。各官公庁が出す最近の経済の概況などをいろいろ見ましても、4月から6月にかけてのレベルでは、一定程度、厳しい状況にあるけれども、持ち直しの動きがあるとかと言われておるのですけれども、小樽を見ますと、例えば、個人の住宅着工件数は全然伸びがないだとか、それから、個人の消費も伸びがないだとか、そういったようなことでは非常に厳しい状況にあるというふうに感じております。

また、ここに来て、円高だとか、国の経済政策が一巡したような中で、これから後の状況にやはり非常に危機感を持っている経営者の方も多いうでございまして。そういう中からも、小樽の場合はなかなか資金需要が上がっていないという背景がありまして、中小企業、零細企業も非常に厳しい状況にあるかと思っています。

ただ、1点、明るい兆しと言っては何なのですけれども、小樽市の製造品出荷額は、十数年前には2,000億円台を記録したことがあるのですが、それがずっと落ちてきて千数百億円になって、そこが1,500億円ぐらいまで落ちてきたこともあるのです。ところが、ここ数年、これは若干なのですけれども、上向いてきているわけなのです。20年と19年を比べても50億円ぐらいのレベルで上がってきてまして、直近ですと1,670億円、そのうちの4割が食品加工ということで、小樽市の製造業の非常に根強い部分、食品がかなり維持しているという部分と、それからまた、鉄鋼であるとか機械・金属であるとか、そういうようなものも頑張ってきておりますから、この辺、我々行政の施策として今後ともさまざまな機会を通じて支援していきたいというふうに思っています。

厳しい現状にありますけれども、一方ではそういうものもありますので、今後もいろいろな動向を注視しながらその施策を打っていかねばならないと思っています。

○鈴木委員

ありがとうございました。

これからもう一点質問しようと思いましたが、言っていたのですけれども、今、低利でお金を貸します、何かやってくださいと言っても、なかなか小樽の経済状態はよくなるらないというのは、たぶん、ここに現れているのだなと思っています。

そこで、小樽市としてカンフル的な施策、具体的なものは結構ですけれども、やはり、こちらから能動的に消費マインドをあおるとか、企業者の方、それから経営者の方を叱咤激励するようなメニューを出していただきたいと思っているのですが、その点についてのコメントをいただきたいと思います。

○産業港湾部長

先ほど触れましたけれども、製造業の中では、最近、機械・金属だとか、あるいはプラスチックやゴム関係だとかの企業を紹介するようなPR冊子というものを2年前からつくりまして、いろいろな機会を通じて行政から相当数配付する、あるいは、企業からいろいろな取引先に配布するというようなことでかなり活用されております。小樽市の製造業というのは、もともと鉄道から生まれて、非常に長い伝統に裏打ちされたものが今まで継承されているということで、そういった技術力の高さというものが今まで続いておりますので、そういった点では、我々の今やっているPR政策というものがかなり期待にこたえていただけるのではないかと考えています。

それと、一、二年前から国のいろいろな交付金や何かの政策の中で、商業者あるいは消費者に向けて商店街対策などのいろいろな施策を打ってきておりますので、これらについても、この一、二年、非常に厳しい消費動向の中ではありますけれども、一定程度有効な施策ではなかったかというふうに我々は思っています。

それから、もう一つ、転ばぬ先のつえといいますが、今年度は倒産の防止を、やはりそのリスクがあっても、何とか抑えようということで、倒産防止共済に加入していただくことについての支援等もやっておりますので、こういったことも企業の皆さんにはおおむね良好な形で迎えていただいているのではないかと考えておりますので、次

年度以降の財源の問題はございますけれども、それらをよく精査して、やってきたものを検証する中で次の手を打っていくべきかと思っております。

○鈴木委員

◎地場産品インターネットショップ展開事業について

それでは、最後の項目に移らせていただきます。

道補助ではございますけれども、地場産品インターネットショップ展開事業費の決算額として997万5,000円となっております。まず、この中身を軽く説明していただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

地場産品インターネットショップ展開事業の内容でございますけれども、これは小樽物産協会に委託している事業でありまして、近年、北海道物産展というのは全国の百貨店で人気があるのですけれども、一方では、百貨店の閉店に伴って、物産展の縮小などもございまして、物産協会では、将来展望を見据えた新たな事業展開と申しますか、収益の柱を考えなければならないことから、国のふるさと雇用再生特別対策事業を活用いたしまして、物産協会のインターネットショッピングサイトを立ち上げることを目的としてございます。

○鈴木委員

私は、インターネットショッピングサイトの小樽家族を見させていただきました。それでお聞きしたいのですけれども、まず、参加企業数と売上高を教えてくださいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年の10月31日にサイトをオープンいたしました。現在、ネット上に展開している企業数は約27社でございまして、アイテム数でいきますと約300アイテムを載せております。

売上げのほうですけれども、インターネットショッピングというものは、なかなか簡単に売上げが伸びる形にはなってございませんので、昨年10月31日に立ち上げまして、11月から今年の8月までの売上げの合計でいきますと約125万円となっております。

○鈴木委員

これは、たしか道の補助事業ですから何か年間かの事業ということになっていると思いますので、この期間は何年間なのかと、一番聞きたいのは、最終年度までに一緒にやる企業をどのぐらい増やして、どのぐらいの商いにつなげていくのかという目標がありましたらお示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

ふるさと雇用対策事業ですけれども、3か年の事業になっております。単年度事業で3年間継続ということになってございまして、昨年始めまして平成23年度までの事業となっております。

もう一つ、目標についてなのですが、先ほど申し上げたとおり、インターネットショップは開始したからといって売上げが急に何千万円になるというものではございませんので、市から、物産協会のほうへ、インターネットショップについての会議に職員を派遣しておりますけれども、売上げ目標というより購入決定率というものを目標にさせていただいています。

といいますのは、そのインターネットサイトにアクセスする件数が分母で、その分子が購入件数、この購入決定率というのは、一般的なインターネットショッピングサイトでは1パーセントぐらいだそうです。何とかその1パーセントに近づけるために、インターネットショップサイトにいかにアクセスをしていただけるか、ほかの企業にリンクをはっていただくようにするとか、検索エンジンの中で検索するほうの上位に来るとか、そういった対策を一生懸命やっているところでございます。

参考までに、先ほど言いました購入決定率につきましては、現在、0.47パーセントになってございますので、1パーセントまでまだちょっと開きがありますけれども、それを目標に目指していくものでございます。

○鈴木委員

こちらが頼んで物産協会に委託している事業でございますけれども、これだけお金を出していますので、ちゃんと指導していただきたいというのが一つ。

それと、言いたくないけれども、最初から売上げが何千万円になるのは無理ということですが、それはちょっとないのではないかなと思っています。今、この事業に1,000万円かけていて3か年計画ですね。当初ですから、今の125万円はしょうがないと思います。でも、目標として1,000万円単位は無理とか、それはないのではないですか。そういう言い方をしないでいただきたいというのがお願いします。それと、購入決定率を上げるのは、もちろんそうやっていただきたいと思います。

もう一度聞きますけれども、どういうふうにしたいのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

売上金額につきましては、申しわけないのですが、少なくとも3か年事業を組んでおりますし、このふろさと雇用対策事業が終了後に、また、物産協会のほうでインターネットショップサイトを継続して、新規の雇用で雇っていますので、少なくともその方たちも雇えるような成果を上げてもらえるように期待したいというか、お願いしたいというふうに考えております。

○産業港湾部長

補足しますけれども、この事業自体は雇用というところが基本になって運営しているものでございまして、課長が申しあげましたけれども、やはり、目標といたしましては、3か年の事業なのですが、それでもって事業化を目指して、2人を雇用していますから、その人たちを継続雇用するというのが目的の事業なのです。ですから、ちょっとまだハードルが高いですけれども、楽天市場のようになったら、本当に小樽家族が第2の楽天市場と言われるぐらいになりたいですけれども、頑張っって何とか4年目以降も2人の雇用を維持していきたい。こういうところに目標を置いて、今、企業の方、会員の方々からも特別な委員会をつくってやっておりますので、何とか頑張ってもらいたい。そういう目標を掲げてやってもらいたいというふうに思います。

○佐藤委員

◎小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について

それでは、まず小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中から、質問させていただきたいと思います。

昨日、鈴木委員の方から、社会教育施設の使用料について、予算額より減となっている部分について、いろいろお話を聞きましたけれども、今日は、私の方から、この中でも434万3,240円プラスと予算額以上に突出して増となった美術館使用料について、平成21年第1回定例会の予算特別委員会の中でも、企画等についてお話を聞きながらその決意も述べていただいたところですが、単に企画が当たったということ以外に、きっと大変な努力を重ねたのだらうと思うのですが、その辺の要因につきましてお話をさせていただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

平成21年度決算における美術館使用料の増の関係であります。まず、21年度は開館30周年記念ということで魅力ある作品を展示したという背景があります。その展示といいますのは、道立近代美術館から有名な画家の作品を借用して展示したこと、また、それにかかわる小樽の画家の作品を物語をつくって展示したこと、そのほかには経済界の御協力を得まして実行委員会を編成していただきました。その実行委員会の方には、ポスターの貼付から前売券の販売、図録の販売等さまざまな御協力をいただいたという背景の中で収入増となったところであります。

また、もう一方、当初予算では、使用料は実行委員会ですべて収入することにしておりました。しかし、その後、道立近代美術館から借用する作品の著作権使用料というものがかかるということで、実行委員会の予算の中でやりくりができなくなりましたので、実行委員会の役員の方と協議いたしまして、それらの経費については市の予算に

振り替えると同時に、実行委員会で収入する使用料についても美術館使用料に振り替えたということが主な要因であり、また、魅力的な展示であったということも兼ね合わせて430万円の収入増になったところでございます。

○佐藤委員

企画とやる気というところできっとこれだけのものができたのだらうなど。どんなメニューを提示して、それに興味がある人をどれだけ引きつけていくかというところのリサーチというか、きっとそのメニューがよかったのだらうと思いますので、ほかの施設等についても、それがすべてではないのでしょうけれども、また頑張っていたきたいなと思います。

それでは、評価報告書の中身に移らせていただきます。

まず、8ページにあります教育委員の学校等訪問についてであります。

今回は文学館・美術館も含めて21か所となっておりますけれども、前年度は29か所の学校等訪問をしていました。平成21年度は学校教育推進計画の初年度ということがあります。特に学校等の経営についてはがっちりやっていたかなければならないとは思いますが、なぜ3分の2に減ったのか、その辺に関してはいかがですか。

○(教育)総務管理課長

教育委員の学校訪問の回数でございますけれども、教育委員の学校訪問は、平成19年度の12月から始めたところでもあります。19年度につきましては、12月から始めたということで、学校につきましては11校の訪問になります。その後、ある程度めどを立てながら学校訪問をしなければならぬということになりまして、それで、大体2か年で41校を回っていかうと考えたところでございます。それで、19年度は11校を回りましたので、20年度は29校回ったところでございます。

それから、21年度につきましては、21年度と今年度と合わせて全校を回っていかうということで考えまして、約半分の20校を回ったところでございます。意図的に少なくしているわけではございませんので、2か年で回っていく学校数ということでこのような形になったところでございます。

○佐藤委員

当然、学校に行くとか何か問題なり課題が見つかるということなのでしょうけれども、それはそれで教育委員としては計画を立ててやっている中ではいいのですけれども、例えば、今度は13ページに、学校教育指導の実施というのがありますが、平成20年度が192回のところ21年度は254回行われています。これだけ急に増えると、何か問題があって足を運ばざるを得なくなったのではないのかなど。そうすると、教育委員もそれに合わせて、計画どおりという話ではなくて、その学校に複数回でも行かなければならぬのかなというように勝手に想像したのですが、まず、学校教育指導の実施で21年度が254回と、なぜこれだけ大幅に増加したのかということについて御説明いただきたいと思っております。

○(教育)指導室主幹

13ページの学校教育指導実施の学校訪問の回数でございますが、254回ということでその中身でございますが、これにつきましては、教育課程、学習の指導、研修等にかかわることで訪問して指導・助言を行う、また、実際に授業参観を伴ってそれについて指導・助言を行うという中身になってございます。

○(教育)指導室長

回数が増えている理由としましては、とりわけ授業参観を伴う訪問というところでは、平成20年度が118回のところ、21年度は161回ということで、実際に授業を見る機会が多くなっているということで増えているところでございます。

○佐藤委員

そういう意味では平成21年度が基本となる、それで回数は多くない、それが普通だということであれば、それ以後はきっとそういう形で進んでいくのだらうと思いますので、なるべく個々の学校にかかわっていく、顔を出して

じかに中身を見ながら情報を入手して、またどうしていくかということが続けていただきたいと思います。

取組方法の一番下の部分、小・中学校各種検査の奨励・推進が、21年度は実績として24校ということで載っておりますけれども、当然、皆さん御承知のように、小・中学校は合わせて41校ある中で24校にとどまっている理由は何かということと、活動の内容を見ましたら、心理的なものや個人、集団でなかなかうまくいかないという部分、きっとそういう相談のことなのかと思いますけれども、20年度、21年度の決算額が約150万円前後で推移しています。予算ありきの中でやられているのかどうか、もしも41校にするとすれば、当然予算額がまた膨らんでくるわけですが、この辺に関して、ぜひ41校に対応していただきたいと思いますけれども、24校ではどういう形だったのか、その内容をお示してください。

○（教育）指導室主幹

ただいまありましたように、24校での実施ということでございますが、各学校で行った中身ですけれども、学力検査や知能検査、適性等の適用性等検査等の実施を呼びかけて、希望がある学校についての実施ということで取り組んでおります。

また、今後につきまして、全校でということでございますけれども、それぞれの学校の実情ということがございますので、それに応じてそれぞれに募集をかけて進めてまいりたいというふうに思っております。

○（教育）指導室長

平成18年度から19、20、21年度ということで各学校の主体によってこの検査を行っているものですから、繰り返し、これらの検査についてやっていただきたいということで奨励して、何とか21年度は24校まで来たという状況になっております。

21年度では大体150万円程度の金額で行われているところなのですが、22年度につきましても、この予算額よりも多くの要求が来ているものですから、いろいろなところと詰めながら断ることなくすべてに対応していきたいというふうに工夫しているところでございます。

○佐藤委員

今、各学校の実情に合わせているという答弁をいただきました。例えば、その実情というのはどういうものがあるってできないのか、ぜひそれをクリアしていただいて、41校でやっていただきたいと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（教育）指導室長

大きく分けて、この検査の活用は学力にかかわるものと生徒指導にかかわるものというところでござります。

とりわけ生徒指導にかかわるものにつきましては、特に学級だとか学校がいわゆる荒れた状態になっているときに、学級満足度にかかわる調査みたいなものがあるものですから、そういうものをやる学校が増えている時期というの中にはあります。

それと、学力についてもいろいろな検査があるのですけれども、その中でもある程度の到達度と全国的なものを基準としたものと二通りあるのですけれども、やはり、人数の少ない学校については、ある程度到達度的な、自分たちの学習指導が十分かどうかというのを確かめるためにそういうものを活用しているというところが多くなっております。ある程度規模の大きいところにつきましては、それなりの母体があるものですから、その中で学習状況や、指導の状況とか図れているということもあるものですから、そういうところで必需というところがあります。

○佐藤委員

今、お話を聞きますと、それぞれの学校の事情がある中では、やはり事業を活用していただくのが学校をよくする近道だろうと思いますので、予想以上に申込みも多いという話も出ましたけれども、ひとつ全校でやっていただきたいと思います。

続きまして、今度は14ページの豊かな心の育成のところ、主な取組の成果の中の1で、道教委の事業である子

どもの心に響く道徳教育推進事業に 6 校の参加を促し、道徳教育の充実に努めましたとあります。これについて、
どういう事業であったのかということと、6 校に参加を促すとありますけれども、6 校と限定した理由は何かをお
伺いします。

○（教育）指導室主幹

子どもの心に響く道徳教育推進事業でございますけれども、こちらについては全校に呼びかけながら、それぞれ
応募のあった学校ということで対応させていただいております。

また、中身につきましては、例えば、伝統文化、箏曲の教室であるとか、又は看護助手の方が他人への思いやり
ということでの講話を行ったり、職業講話だったりとということで取り組んでおります。総時間として 6 校で 48 時間
の授業を行っているということになっております。

○（教育）指導室長

この事業は、小樽市全体としては、また 1 町村としては、1 年間総体で 24 時間、そして、1 校については大体 16
時間以内ということで最初に示されております。全部の学校に案内を出したのですけれども、その中で 6 校の希望
が来たものですから、本来であれば 3 校に絞るところなのですけれども、せっかく来たということもあるものです
から、1 校の時間数を道の計画よりも少なくしてもらって、それで 6 校に対応してもらったということございま
す。

○佐藤委員

予想していたより、期待以上の手が挙がったところなのでしょうけれども、道徳教育研修会の実施という
中で、平成 20 年度は 40 名の参加だったところ、21 年度は 23 名の参加と、またここで大幅に人数が少なくなって
おりますけれども、なぜ少なくなったか、要因をお話いただければと思います。

○（教育）指導室主幹

平成 20 年度の 40 名から 21 年度は 23 名になったという経緯でございますけれども、これまで、この道徳教育研修会
につきましては、主に管理職を中心に行っておりました。これを 21 年度はほかの先生方も含めてということで対象
としたことから、人数が減少したという傾向でございます。今後につきましては、人数が増えますように内容の充
実に努めていきたいと思っております。

○佐藤委員

管理職から一般職になれば、当然、対象の分母が大きくなるわけですが、それに至ってこの 23 名というこ
とに関しては、特にここでは道徳教育に力を入れていくという計画なのですけれども、この現状に対してはどのよ
うに考えていますか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃったとおり、道徳教育につきましては、あおぼとプランのときから大きな課題の一つというこ
ともなっております。それで、来年度から小学校で新しい学習指導要領になって、今、移行期間中でございま
すけれども、その中で道徳教育推進教室だとか、新たな道徳教育の校内での組織のつくり方とか、そういうことも充実
させながら、ぜひその部分についてもより発展させていきたいと取り組んでいるところでございます。

○佐藤委員

道徳の副読本の購入費については、決算説明書の 211 ページに決算額が出ておまして、平成 20 年度の決算額より
10 万円の減額となっておりますけれども、そういう意味では力を入れていないのではないかとこの数字
に表れているのではないかと思うのですけれども、その辺の説明についてはいかがですか。

○（教育）指導室主幹

ただいまの部分でございますけれども、当初からの予算自体が 12 万円ほど減額になっておまして、その関係で
減じているということでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○佐藤委員

最後に、評価報告書の28ページにスポーツ・レクリエーション活動の振興とありますけれども、その主な取組と成果の中で、スポーツ団体の育成と強化ということで、小樽体育協会、小樽スポーツ少年団、小樽野球協会の3団体へ活動支援のために助成を行ったというふうに書いております。これで思うのは、なぜ3団体への支援なのかということが一つです。それについてお答えいただきたい。

それと、当然、スポーツ少年団に入っていない、弱小と言ったら何ですけれども、そういうスポーツの少年団組織もあります。そして、体育協会に入っていないようなスポーツ関係の団体もあるわけですけれども、そこに関しては、過去、そうした団体への支援についての問い合わせがあったのかどうか、もしあった場合は対応していただけだったのかどうか、その辺についてお話ししたいと思えます。

○（教育）生涯スポーツ課長

ただいま御質問の3団体への補助ということですが、小樽体育協会については、市内にあります各体育団体、競技団体の30団体が登録しておりまして、今年度になって新たにまた5団体が登録され、現在では35団体となっております。そのような各団体を統括した団体でございまして、その中において、登録団体に対する顕彰や表彰、また、指導者の養成、研修会の開催というようなことをやっている団体でございます。

また、スポーツ少年団についても青少年健全育成を目的とする社会教育団体として、昭和38年に日本体育協会の組織の一部として結成された団体でございまして、これにつきましては、現在、20団体が登録されております。

また、小樽野球協会については、昭和3年に発足いたしました伝統のある市内で唯一の硬式野球チームということで、チームとしても、市内高校生のチームの指導、育成ですとか、また、少年野球チーム教室の開催等、スポーツに関係する振興にいろいろな協力いただいている団体でございます。そういうこともございまして、大まかには市内で体育、スポーツをやっているあらゆる団体を統括している個々の団体ということもございまして、補助の対象として今までやってきているところでございます。

また、協会に加盟していないほかの団体等からの子どもへの補助金等の御相談というのは今までございません。過去にはございましたが、今後、そういうような御相談があったとすれば、子どもはお話を受けた中で、また、体育協会に加盟するような成人の団体、又は、少年団に加盟するようなスポーツの団体が御相談をいただければ、その内容を対応した中で、例えば、少年団に入っていたようなアプローチをつくるですとか、体育協会に入っていただくようなアプローチをつくるですとか、又は、その団体独自で大きな組織をつくるなり、いろいろなことを御相談に対応した中でその要望等にはおこたえしてまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員

そうすると、その団体に入っていただくようにアプローチしながら助成のことは考えるというようなお話でしたけれども、例えば、入るために運営費、負担金が必要だけれども、それについては、とてもじゃないけれども、人数が少なくなくて払えないというような団体については、その部分に援助していただける可能性はあったということでしょうか。

○教育部長

御承知だと思うのですが、平成十五、六年だったでしょうか、いろいろな団体への補助金について基本的な見直しをするということで、全庁的な議論をさせていただいた経過がございます。その中で、私どもが所管しているスポーツ団体、あるいは全国大会、全道大会、そういった部分についても、当時は大会補助金という形を出していたものもカットをさせていただいた経過もございます。特に、今年度、多少財政状況が好転しているということではございますけれども、一方で財政部のほうから何回もお話ししておりますとおり、決して安定的な段階には入っていないという事実もあります。

ですから、そういったところを見ますと、私どもとしては、体育協会ですとか、スポーツ少年団ですとか、統合

したスポーツ団体というのがありますし、そういったところには、統一しているといいますか、集約している団体として一定の補助、助成ということはやっていかなければならないと考えております。個別にこういう財政状況だから補助してほしいという申請があっても、今、はい、わかりましたということにはなかなか考えづらい面があるということは御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

団体に入れないというのは、やはり、それなりに小さくて、その競技に特異性があるということは当然あります。特に、ウィンタースポーツということに関して小樽はそうでしょうし、ここの地域特有というのがありますので、それをこれからは指導者を含めてどうやって育てていくのかを考えたときには、財政的なことを前面に出されるとそうですねという話になりますけれども、それはそれとして、やはり、小樽のスポーツとして代表的なものであれば、それがどうなるか、個別的にはどうかわかりませんが、一律に大きな団体であればということではなくて、やはり、人を育てる、競技を育てる、その中で人材育成には必要だということがあれば、今の話は別にしても何か考えていただかなければならない可能性が平成21年度にはあったと、もし相談があればですが、あったのではないかと思いますけれども、教育長、その辺に関してはいかがですか。

○教育長

部長のほうから今話がありましたように、皆さん御承知のように体育協会に加盟している30団体のほかに、ニュースポーツと称しましていろいろなスポーツが出てきているのです。その都度、その連盟のメンバーが何人いるかわからず十分把握できない中、平成23年度からぜひ助成してほしいという申し出がありましても、私どもはその組織自体よくわかりませんし、指導者の養成という観点では、NPO法人日本体育協会に加盟があるなしにかかわらず、いろいろなスポーツを取り仕切っているものですから、そういう中で指導者の養成は可能でございますけれども、単独で一つ一つの団体に助成していくというのは今の段階では無理なものと考えているところでございます。

そういうことから、私どもは、小樽体育協会、小樽スポーツ少年団、小樽野球協会をある程度把握していますので、小樽のスポーツ振興には十分役立っているのではないかと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤（陽）委員

◎財政関係について

まず、財政関係を伺いたいと思います。

平成21年度決算は、一般会計の実質収支で3,072万8,000円の赤字、実質単年度収支は6億2,924万2,000円の黒字ということで、16年度以来、非常に長かったのですけれども、実質収支の赤字体質から6年目にして何とか抜け出せるかなと、もう一息というところまでこぎ着けたという結果でありました。

この間、市長をはじめ、職員、また市民にもいろいろと我慢や協力をいただきながらここまで来たということは、これ自体、一つの達成として評価すべきというふうに考えております。

その上で、21年度決算の収支改善の主な要因はどのようなものだったのか、おさらい的に、まず、おおよその要因について概括的に説明いただきたいと思います。

○（財政）財政課長

収支改善の項目に絞ってお答えいたします。

まず、人件費につきまして、退職手当を除く職員給与費において給与の削減と手当の削減をしたということと、さらに、職員数も減ったという部分もありましたので、1億9,500万円ということになっております。それから、一般会計の公債費のうち、市債の元利償還金につきましては前年度と比較しまして3億7,600万円減ということになっ

ておりますが、これは、これまで建設事業を厳選することで市債の残高を解消してきたということもございまして、こういったことが大まかな収支改善につながったと考えてございます。

○齊藤（陽）委員

結論的にはそれらの要因が、今後、平成22年度、23年度に向けて、さらにそれ以降、どのように変化していくのかということに課題があるわけですが、その前に、歳入歳出のそれぞれについて具体的に主な内容を伺っておきたいと思っております。

まず、歳入のほうですけれども、21年度の市税収入は7億8,800万円ということで大きく減少しております。対前年度比で減少ということで、総額で見ますと16年度と大体同じぐらいの水準に戻ったという感じがします。固定資産税、都市計画税、たばこ税はいずれも21年度のほうははっきり減少していきまして、逆に、個人市民税、法人市民税は、対前年度比では減っているのですが、16年度あたりと比べるとはっきり増えております。この増減について、何が原因でこのような変化があったのかという部分、またそれから、今後の見通しについても、この傾向というのは、減るものは減るのか、増えるものは増えるのか、そのあたりのこれからの推移について、見通しもお示しいただきたいと思っております。

○（財政）市民税課長

平成16年度から21年度までの市税収入の推移について、私の所管する税目についての増減等の主な要因を御説明したいと思っております。

まず、個人市民税ですが、16年度には38億7,400万円ありましたが、これが、21年度には48億3,900万円ということで、9億6,500万円増加しています。要因としましては、まず、18年度に定率減税が縮小されておきまして、19年度には廃止になっております。さらに、19年度には3兆円の税源移譲が実施されたということで、個人市民税については51億3,700万円のレベルまで大幅に増収したと。それが、21年度に向けてまた景気の低迷が続いておりましたので、現状では減少傾向になっているという状況です。

それから、法人市民税につきましては、20年度に郵政公社が民営化されたことに伴いまして郵政の関連企業の法人税収が新たに生じたことで、20年度に大幅に増額しております。ただ、それ以降につきましては、また景気の低迷によって減少傾向が続いているという状況となっております。

今年度につきましては、個人市民税は減少傾向が続いているのですが、法人のほうは減少がとまっているような業種も一部見られるというような状況で、まだ年度途中ですので、特に法人市民税についてはこれから随時決算期が終わった企業の申告が始まりますので、その動向を見ていきたいというように考えています。

それから、たばこ税ですけれども、16年度に10億9,600万円と10億円台を確保していたものが、21年度は9億900万円まで減少しております。これにつきましては、近年の喫煙離れといえますか、喫煙場所の規制とか健康志向の要因で自然減のような形で落ちてきています。

ただ、今年10月1日からたばこ税が値上げされましたので、前年と同程度の税収を今年度は確保できると思っておりますが、それ以降、値上げに伴う販売本数の減少なども見込まれるというように考えております。

○（財政）資産税課長

固定資産税と都市計画税をあわせてお答えいたします。

平成16年度の収入額が82億1,500万円、21年度が72億4,200万円と、この2か年を単純に比較いたしますと9億7,300万円の減となっております。この減となった要因といたしましては、土地につきましては地価の下落が続いていること、家屋については新築件数が減少していること、そして、償却資産につきましては大規模な設備投資が減少していること、また、土地・家屋にあつては18年度と21年度の2回評価替えがあったことなどが減収の要因と考えております。

また、今後の推移につきましては、経済状況が低迷していることもありまして、土地・家屋、償却資産のい

ずれにおきましても増収が見込めない状況にあり、今後も減少傾向が続くものと考えております。

○齊藤（陽）委員

ということで、市税関係では固定資産税や都市計画税は下降ぎみ、たばこ税は何とか横ばいを維持している、あと、個人市民税は下降傾向だけれども、法人市民税については若干下げ止まっているというか、そういう状況も見られるのでこれから注視していきたいと。今後の推移という部分では、非常に楽観できないというか、どちらかという減少傾向の可能性が強いというふうに思います。

市税の収入率についても伺いたいのですが、18、19、20年度とこの3か年度においては、80.何パーセントという0.何パーセントのところ80パーセント台に何とかとどまって3年間頑張ってきたのですが、ここに来て、21年度はこの80パーセント台を割ってしまいまして78パーセントぐらいですか、この何年か0.何パーセントで踏みとどまったのに比べると2パーセントというのは結構大きく下がってしまったという印象を受けるのですが、この原因についてお示しいただきたいと思います。

○（財政）納税課長

収入率の関係のお尋ねですけれども、現年課税分と滞納繰越分に分けてみますと、現年課税分につきましては大体94パーセント程度でずっと横ばい状況が続いているのですけれども、滞納繰越分につきましては、平成21年度は14.4パーセントと年々下がってきている状況になっています。それを全体で考えますと、やはり、滞納額が増えるにつれて、いわゆる全体の収入率がそれに引きずられて下がってくるということで、21年度は78.3パーセントまで落ちてしまったという状況になっております。

○齊藤（陽）委員

滞納繰越分が足を引っ張って収入率が伸びない状況で、これは、いわゆる全体的な社会経済状況といいますか、景気の低迷が大きな原因だと思いますけれども、そういった状況が改善することがない限り、ここだけを何とかもとに戻すというか、対策を講じて収入率を盛り返す妙案というか、特効薬は難しいのかもしれないです。今、現状で何か考えている対策、講じていることというか、そういった工夫がありましたら、お知らせいただければと思います。

○（財政）納税課長

滞納整理の部分で説明いたしますと、例えば、最終的には差押えという形で収入の確保を図るのですけれども、その部分には、例えば、平成21年度から新たにインターネット公売を導入しまして、その中で、要するに、今まで差し押さえても公売できなかったものが、インターネット公売の中で売れるようになってきたということもありますし、それによって、いわゆる差し押さえて換価する部分の対策を新たに取り入れることができた。

今後の部分なのですけれども、今、差押えの部分でも、ほかの自治体の中では、例えばタイヤロックを使って自動車を差し押さえるというようなこともやっていますので、小樽においてもそういうものもちょっと検討していきたいというふうには考えています。

○齊藤（陽）委員

数的なことを言えば、今のインターネット公売だとか、新しく車の差押えといったことによる収入率向上の数値的な効果というのはどのぐらい見込めるものですか。1パーセントとか、そういう目に見える形にはなるのですか。

○（財政）納税課長

例えば、タイヤロックによって自動車を公売したとしても、それが全体に占める収入率にどれだけ影響を与えるかということになると、それは小さいと思います。実際に差し押さえて収入率に影響するというのは、やはり預金や給与の差押えといったことのほうがはるかに大きいと思います。自動車については、さほど収入率に影響を与えるほどはちょっと見込めないのではないかと考えています。

○齊藤(陽)委員

ジャーナリストには、インターネット公売とかそういったものは話題になるのです。ですけれども、実際、現実面で収入率をアップさせるために、実質的に行政上のとり得る対応としては、給与うんぬんと、ただ、そういったところについては今までどおりの考え方が変わるというものではないのですね。今までの考え方を継続してやっていかざるを得ない。そこら辺のジレンマというか、収入率は上げなければならないけれども、かといって何でもかんでも差し押さえていいという話になりませんから、その辺の工夫というか考え方を大きく転換できる部分というのはないのですか。

○(財政)納税課長

先ほど答弁しましたタイヤロックの話ですけれども、例えば、実際には全体の収入値にさほど影響は及ぼさないかもしれませんが、片や、いわゆる納期内できちんと納税されている多くの方に対しても、いわゆる差し押さえて換価できる財産があるのになぜしないのだと、やはり、きちんと正しく納期内に納めている納税者の方との公平を期す意味でもできるものはやっていくべきだというふうには考えています。

○齊藤(陽)委員

モラルというか、納税する側の士気を高めるといふか、また払うぞという気になってもらうためにそういうことも考えていくということですね。わかりました。

今度は、歳入のもう一つの大きな旗頭といいますか、地方交付税のほうですけれども、今回の収支改善にとっては非常に大きく貢献した要素かと思うのですけれども、平成21年度は対前年度比で12億500万円という大幅な増額ということで、なぜ増えたかというのも変な話ですけれども、どういう背景で交付税の増額が果たされたというふうに市として押さえておられますか。

○(財政)財政課長

平成21年度になぜ交付税が増えたか、その要因でございますけれども、これは、国の生活防衛のための緊急対策というものに基づく1兆円加算というものがあまして、地域雇用創出推進費という新しい枠が創設されたことや、地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実ということで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた臨時的な交付税、これについては、今、委員がおっしゃいましたけれども、対前年度比で12億500万円増加となっております。

○齊藤(陽)委員

普通交付税が144億2,000万円で、臨時財政対策債で17億2,000万円と。平成22年度についても交付決定額がまたさらに大幅に伸びていくということで、普通交付税の部分で151億円、それから、臨時財政対策債が26億6,900万円、対前年度比で10パーセントアップというさらに大きな伸びということだと思っておりますが、23年度以降、この特別枠の加算うんぬんという、さらに1.5兆円ですか、そういうのも検討されているようですけれども、その一方で、職員数の減など行政のスリム化といいますか、そういったものを国が求めるという、その辺をどういふふうに見通されているのか、現状をお知らせいただきたいと思っております。

○(財政)財政課長

平成23年度以降の見込みでございますが、まず、手がかりといいますか、参考になるのは、今年の6月に閣議決定しました財政運営戦略というのがあって、その中で地方の一般財源の総額については、22年度の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するというふうにされているところでございます。また、総務省の23年度の概算要求におきまして、地方交付税については本年度とほぼ同額の16.9兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保するというふうにされているところでありますけれども、現下の円高、株安等の経済情勢において、地方交付税の原資となる税収の見通しというものが極めて不透明だということがありますので、これから年末年始にかけて地方財政計画が明らかになってまいりまして、その中で地方交付税について見えてくると

いうこともありますので、そういった状況について注視してまいりたいと思っております。

○齊藤（陽）委員

次に、歳出関係ですけれども、人件費については、21年度総額で95億8,300万円、対前年度比3億8,600万円の減ということで、職員給与費から2億円削って74億5,900万円と、非常に頑張って削減してきたわけですけれども、22年度の12月期から人勤の減というのはあるのですが、独自削減分の回復ということで、22年度当初に比べて0.15か月分増ということになるのです。この増となる額はどのぐらいになるのかをまずお聞きすると、それから、23年度については、6月も12月もという形になるので、回復して増となる額はどのぐらいの額になるのかということ、さらに、今もいろいろ出てきましたけれども、人件費総額としては全体でどうなるのか、横ばいで吸収して収まるのか、その辺の見通しをお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

いっぱい質問がございましたので、一つ一つお答えしたいと思います。

まず、今年度の期末勤勉手当の回復措置についてですが、これにつきましては、先般、第3回定例会で条例案とともに補正予算案を出させていただきまして、その補正に上げた額がそのままいわゆる回復処分というふうに計算してございまして、一般会計で申し上げますと、共済費のはね返し分といいますか、そういったものも含めまして1億550万円程度となっております。それと、来年度に向けて仮に期末勤勉手当全体を復活するとどうなるかということでございますけれども、これは、6月については若干人が減る部分はあるのでしょうかけれども、そのまま推移しますと同じ額、約1億円程度の所要額となります。それから、12月分の試算についてはこれからやるものですから、直近で出しているものはないのですが、おおよその計算でいきますと、今凍結しているのは、今年の6月分ということで0.3か月凍結してございますので、一方、今回12月で戻すのが0.15か月でちょうど倍になっていますので、そういったことから言うと、0.3か月分丸々戻すと概算で約2億円の所要額となります。ですから、12月と6月通しで言うと3億円が今年から比べると増える。今年と言うとおかしいですけども3億円になる。

あと、本俸の部分につきましては、今4.7パーセントの削減になっているわけですが、これは、本年度の当初予算編成のときに試算したものでございまして、共済費だとか、もろもろのはね返し部分を入れまして1パーセントで約8,000万円程度になりますので、4.7パーセント、約5パーセント戻しますと4億円という形になります。

ですから、仮に期末勤勉手当、本俸を全部戻しますとトータルで7億円が、今年度当初から比べると増になります。

一方、もう一つ質問がございました、ではどうやって減らしていくのかという部分でいきますと、職員数の減というのが、まだこれからなので見込めない部分はあるのですが、例えば、一般会計で来年度の定年退職者というのは約40名程度おりますので、仮にその2分の1を補充して2分の1を削減するといった形で計算しますと、1人頭700万円程度で計算すると、20人ですから約1億4,000万円ですか、差引きすると5億6,000万円程度、人件費の中だけ見ると増になるということでございます。

○齊藤（陽）委員

人件費については、もともと本来の職員給与費を財政状況が大変だということで削減していたわけで、これは職員数の削減とつり合わせなければならないという話ではないですから、それを戻すのはある意味当たり前のところに戻ってくるという話で、だから、それに見合って職員数を減らせという話にはならないのですけれども、ただ、将来的な財政運営を考えていったときに、人件費全体としてどういうふうなパフォーマンスといいますか、人件費を全体としてどういうふう抑えていくかを考えていくときには、復元は復元、回復は回復としてやったとしても全体の人件費総額の適正化という部分は、別途考えていくというか、削減の方向を探っていく必要があるのではないかとこのように考えるのです。具体的にどうやるという方法を示してくれとは言いませんけれども、そういう必要性の認識というのは押さえておかなければならないのではないかとと思うのですが、その辺について御見解を伺い

ます。

○総務部長

ここ10年ほど、こういった形で人件費を相当いろいろな意味で削減しながら、何とか財政の再建ということでやってきたわけですが、結果として、今御指摘がありましたとおり、70億円台まで落ちてきたわけです。問題は、期末手当について、何回もお話ししてはいますが、平成20年当時、本当に予算を組めない中で緊急避難でやった措置は、ここはやはりとりあえず回復すると。一方で、本俸だとか、あるいは管理職手当とか、まだ削減している部分はたくさんあるのです。ほかの市も含めて、財政の健全化という意味でどこの自治体も今苦勞しながらやっている。そこはまた別の議論をしようと思います。

ただ、これも、今御指摘がありましたとおり、どこかの段階で一定程度健全化されれば戻してやらなければならない手当です。だからと言って、我々が将来的にそこまで戻してあとは知らないとはなりませんので、財政運営を考えたときに、歳入のほうも、税収を含めて決して右肩上がりが増えてはなりませんから、当然、適正な人件費、何パーセントと言うことはなかなか言いきれないでしょうけれども、それは今後も努力をしなければならない。

今日もお話がありましたとおり、今の職員で50歳代というのは、おおむね、毎年大体50人前後の退職者がいるのです。やはり、もちろん退職金も大きいのですけれども、50人いると給与としてかなり大きいのですね。そうなってくると、同じ人数を新規採用しても人件費的には相当助かるのですが、今、計算の中ではなるべくその半分だとか、本当に必要な分だけ採用していきますので、しばらくはこの部分で一定程度の金額というのは出てくるのではないかと。

ただ、これも今の条件の中で成り立っているわけですから、将来的には、いろいろな意味で、本来の人件費のあり方というのは相当議論をしていかなければならないことは多分にあるかと思いますが。

○齊藤（陽）委員

次に、公債費及び年度末の市債残高について、平成21年度は着実に減少しつつあって、年度末市債残高が1,094億円ということで、借入額と元金償還額の推移というのを見ますと、13年度以降17年度までずっと下げトレンドというか、下がりぎみなのですけれども、18年度以降、微妙に上向きのトレンドに変わってきています。ちょっと折れ線グラフはぐにやぐにやしていますけれども、傾向を見ますと、18年度以降はちょっと上を向いている感じがするのですが、この辺は今後の財政運営上どうなのかということと、あと、まとめて聞いてしまいますけれども、必要な社会資本整備とか、あるいは財政支出を伴ういろいろな施策を財政再建とどうバランスしていくかという点から、単年度借入額のめど、ずっとこのところの傾向を見ると大体単年度当たり60億円ないし65億円程度で来ているようなのですけれども、これが将来的に公債費の推移としてはどういうふうにつながっていくのか。

さらに、この60億円が70億円になり80億円になりと単年度借入額が増えていったときに公債費の将来推計というのはどうなるのか、その辺の見通しは持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○（財政）財政課長

まず、平成18年度と19年度は、公債費の額は若干増えていますが、これは、臨時財政対策債が入っていて、それが影響しているものと思います。

確かに、これから先どうするのだということを提示しますと、これまではやはり建設事業を見直してきたというところがあって、それで市債の残高についてはこれからもどんどん下がっていく傾向にはあります。本市におきましては、これ以降数年間にわたって保育所の改築ですとか、新市立病院の建設ですとか、学校の再編といった市債の発行を伴う大規模な施設整備が集中して予定されているということがありますので、そういったものを後年度に集中して財政負担が生じないような形でどう整備の方向性を位置づけていくかということは今も検討しているところであります。具体的に幾らぐらいの額がいいのかと言われると、それについてはなかなかお答えできない部分で

すけれども、考え方としては、後年度に集中することがないように、なるべく平準化されていくような形で考えていかなければならないというふうに思っております。

○齊藤（陽）委員

確かにそうですね。集中してどんと山ができるようなことはなるべく避けて、平準化するのは必要なことだと思います。

歳出の最後の部分ですけれども、繰出金について病院の関係で特例債の元利償還とか、あるいは、不良債務の解消分とか、さらに、場合によっては、さらなる収益悪化とか追加的な繰出しという可能性もないわけではない。その辺の腹構えといいますか、財政部として覚悟している部分というか、その辺の見通しをお聞かせいただければと思います。

○（財政）財政課長

病院につきましては、いわゆる44億円の負債を抱えたものの処理に特例債を入れましたので、この特例債の償還に係る部分については全額一般会計ということでもう計画はできておまして、それは健全化計画でも見込んでおります。それと、平成21年度でしたでしょうか、病院の収支を見直したときに、収支が合わないのでさらに財政支援が必要だということで、あのとき21、22年度をピークに財政支援の繰出しを突っ込むことにしておりますけれども、これについても計画に見込んでおります。

病院の今後の方向につきましては、第1回定例会で、22年度で4億円、23年度で1億円を予定よりもさらに新市立病院のために追加をさせていただきたいと、そこまでを決めた段階でございます。今後につきましては、新市立病院の建設に向けて、財政サイドといたしましては何とかその段階で頑張らせていただきたいという思いでございます。

それと、新市立病院ができました後につきましては、病院局長と話しておりますのは、基本的には交付税で算入される予定の額を繰出金の基本としよう。それは、一応国のほうで制度的に認められているものですから、それについて基本にしようということで考えておりますので、現時点で新市立病院に向かってさらに経営がうまくいかないことが想定された場合にどうこうということまで想定していることではございません。

○齊藤（陽）委員

最後に、冒頭でお聞きしたことにかかわりますけれども、総括的に、市財政の収支の改善について平成21年度は大きく前進したということで、22年度もある程度見込めると。その後、23年度以降、継続的に改善要因として今後も期待できるものと、そうでないものというか、変化していくものもありますので、今後どのように対応していくのか、財政健全化計画の新たな見直してみたいな部分を含めて、大局的な財政のかじ取りの方向性について見解をお示しいただきたいと思っております。

○財政部長

何度か健全化計画のようなものをつくってきて、なかなかそのとおりにいかないものですから、大局的な見通しというのは大変難しいです。以前も御質問にお答えしたかと思っておりますけれども、やはり、一般財源の半分以上は交付税に依存しておりますので、これからの財政運営は一にも二にも交付税の動向というのが非常に大きいかというふうに思っております。3年間連続で交付税が増えてまいりましたけれども、先ほど課長から申し上げましたように、総務省は増額で要求しておりますので、平成23年度以降、何とか、少なくともマイナスになることはないように、さらに増額を求めていきたいと思っております。大局的な見通しは立てていないと申しますのは、やはり、交付税の見通しが立たないという点が非常に難しいところです。

市税は、先ほど言いましたように、健全化計画でもこの後も減少で見込んでおりますけれども、そういう中で、交付税の動向を見ながら、毎年度の予算編成の中で組み立てていくしかないのかと。実質赤字を解消するのが近づいておりますけれども、決して3年、5年の先を見通して一気にアクセルを踏むとか、かじを大きく切るとかとい

う段階にはないと考えておりますので、毎年度の財政状況、交付税と市税等を見ながら当面は施策の判断をしていかなければならないというふうには思っております。

○齊藤（陽）委員

◎観光について

では、簡単に、観光について伺いたいと思います。

観光入込客数についてずっと資料を見させていただいたのですが、平成16年度から19年度の4年間は740万人から七百五、六十万と非常に健闘していたというか、頑張っていたと思うのですが、20年度にいったんと下がって714万人になって、21年度は、さらに700万人を割り込んだということで、特に上期の落ち込みが大きかったのですが、この原因についてどのように分析されているか、お伺いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

平成21年度上期の観光入込客数でございますけれども、リーマンショック以降、世界的な経済不況が続いておりまして、そこからなかなか脱却できず、そのために旅行に対する消費マインドというのが引き続き回復を見せていなかったということが一つの原因として挙げられると思います。そのほか、上期につきましては、新型インフルエンザの流行というのがございまして、国内外を含めて旅行が延期や中止になったということが挙げられます。

さらには、昨年は、7月が中心だったのですが、夏場に天候不順ということがございまして、この辺の影響から上期につきましては20年度に比ばまして22万人ほど入込客数の減少となったところでございます。

○齊藤（陽）委員

上期の四、五月あたりの宿泊の落ち込みというのはいわゆる新型インフルエンザによる影響ということだと思っておりますが、夏場の7月に道内の日帰り客数が非常に落ち込んでいて、道外客は7月で見れば宿泊等が対前年比でプラスというようなこともありますので、道外客については意外と持ちこたえたのかなど。道内日帰りという部分で非常に落ち込みが大きかったというふうに思いますけれども、この辺は天候不順ということになってしまうわけですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

7月の落ち込みでございますけれども、委員が御指摘のとおり、7月は天候不順というのが一つの大きな要因として見られますけれども、その中でも、特に海水浴客が大変に減ったということがございまして、そのことも影響がございまして、特に7月の道内客は落ち込んだという形になっております。

○齊藤（陽）委員

下期ですと、10月、11月の道外客と宿泊客が今度は落ち込む、道内日帰りは悪いながらもまずまずと、そういう状況が二、三か月続くわけですが、道外客の下期の落ち込みの原因というのは何か。

それから、2月は小樽雪あかりの路の効果といいますか、道内日帰りで七、八パーセントプラス、それから、宿泊は十五、六パーセント、18パーセントぐらいのプラスということで、もう既に来年の実行委員会が始まっています、小樽雪あかりの路の効果というのは非常に大きくて今後に期待が持てると思うのですが、この集客効果をさらに伸ばす工夫についてもお聞きしておきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

下期の観光入込客数でございますけれども、10月、11月というのは、小樽に限らず、冬を前にいたしまして北海道観光全体が観光閑散期に入るといったこともあります。

北海道全体の来道客数を輸送の部分で見ますと、航空機での来道者というのは、この10月というのは対前年比で89.8パーセントぐらいに落ち込むような時期に当たります。そういうことから、この時期につきましては、道外から北海道に来るといった部分で、やはり、他の月に比ばますと北海道観光に対する欲求は若干落ち込むということは、小樽に当てはまっている中では同様に落ち込んでいくのかというふうに考えております。

2 月につきましては、委員からお話がありましたように、小樽はもとより、今、北海道を代表するイベントに成長しております小樽雪あかりの路があるということで、それを目的に国内外から観光客の皆さんに数多くお越しいただいている状況でございます。

特に中国人観光客で見ますと、年間5,500人が宿泊しているわけですが、ちょうど2月は中国では春節に当たりまして、この5,500人のうち、2月だけで2,600人ほどが宿泊されております。来年につきましては、実は中国の春節が2月3日からになっておりまして、2月4日から開幕いたします小樽雪あかりの路とちょうど時期が重なりますので、今年以上の入込みが期待できるというふうを考えております。

このほかにも、冬期間には、昨年好評を博しました浮き玉ツリーの展示などがございまして小樽ロングクリスマスもございまして、今後とも、小樽雪あかりの路を含めまして、冬の小樽の観光をPRする中で、引き続き観光客の誘客を図ってまいりたいと考えております。

○齊藤（陽）委員

大体わかったのですが、航空機での来道客数が89.8パーセントですか、10月は通常でも落ち込むということだったのですが、そういう理屈から言うと、従来、小樽観光がすごく好調だったということは、その時期もそんなにあまり落ち込まなかったとか、その月は落ち込むのでしょうか、対前年に比べて1割も2割も落ち込むということはないのですか。その月の前年程度は来てくれていたということだと思えるのですが、前年に比べてどんと10パーセントも落ち込むということは、やはり、その年なりの何らかの事情とか、原因があったのではないかという感じで聞いたのですが、平成21年度は特別に何か原因があったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

道外客の部分で言いますと、やはり、先ほど申しましたように、10月、11月というのはどうしても観光閑散期だというのはあるのですが、特徴的なものというのは、対前年の部分で詳しくは調べておりませんが、一つ考えられるのは、9月にシルバーウィークがあって、旅行の計画というのは10月、11月よりも9月の連休に合わせたというのも一つ考えられるかと思えます。

そのほかの物理的な要因といたしましては、やはり、今、航空機の機材というのが、どこからの発着便につきましてもどうしても小さくなっているという部分がございますので、団体旅行、個人旅行含めてですけれども、以前に比べますと、北海道になかなか来づらいう状況というのが少なからずあるのかというふうには考えております。

○齊藤（陽）委員

そうですね。それはあるかもわかりませんね。

最後に、観光客動態調査の結果について1点だけ伺って終わりたいと思います。

観光客動態調査というのは、おもてなしボランティアの方が聞き取りでやっているという部分がありますけれども、いわゆる小樽観光の課題、宿泊滞在型、あるいは時間消費型観光にという部分があるのですが、それに対応してこの調査結果を見ますと、平成15年、16年の調査に比べて宿泊したという人が全体で29.5パーセントと、前回調査よりも4パーセントぐらい全体では伸びているのですか。プラス、道内客では減っている、道外客では増えているというような結果が出ているのですが、この辺の評価について、実際にそういうふうになっているのか。調査自体の問題点といいますか、偏りといいますか、調査自体の事情によって、調査結果としてはこう出ているけれども、実態はちょっと違うというような部分があればお示しいただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光客動態調査の部分でございまして、確かに、委員が御指摘のとおり、動態調査自体のサンプル数といましては3割ぐらいが宿泊客からの調査になっておりまして、残りの7割が日帰り客となっております。

ただ、小樽観光全体を入込客数で見ますと、宿泊客数は1割に満たない形になっております。これは、調査のやり方として、宿泊客につきましては、ホテルに調査票を置かせていただいて宿泊客に記入していただくという方法

をとっておりますけれども、まち場で歩いている日帰り客については、調査地点で聞き取り調査をしております。国勢調査などでもそうだと思いますが、今、特に観光客に道や駐車場などで調査の協力を依頼してもなかなか協力してもらえなくなりつつあるという部分もございまして、15年、16年の調査と20年の調査を比べたときに全体の総数も落ちているというのはその辺の影響もあるというふうに、調査を担当したおもてなしボランティアの会の皆さんからもお聞きしているところでございます。

○齊藤（陽）委員

これは、要するに、宿泊客が増えた、増えたと喜んでいられないよ、実態はまだそこまで行っていないよということだと思うのですが、滞在時間の部分では、前回調査に比べて明らかに滞在期間が短くなっているということで、小樽を挙げて宿泊滞在型、時間消費型と頑張っているわりにはその成果がどこに現れているのだろうと、非常に残念と言えば残念な感じがするのですが、滞在時間の問題についてもちょっと触れていただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

滞在時間の部分は、日帰り客の滞在時間ということで調査させていただいておりますけれども、道内外別で申しますと、道内客につきましては4.7時間、道外客については4.2時間というふうになっておりまして、前回の調査値と比べまして、道内客につきましては0.4時間、道外客については0.3時間の減となっております。

この辺につきましては、個人旅行、団体旅行含めてだと思っておりますけれども、やはり、リピーターが多い小樽観光では、初めて来た方というよりは、何回も来ている方がいろいろなところを見ていただく中で効率よく回っているということも考えられるのかということもありますけれども、どちらかという、調査の結果では、初めて来訪した方が4.1時間で、4回以上の方だと4.7時間となっております、そういうふうに、思っていたよりも逆の傾向にあるというのが今回の調査でわかっているところでございます。

私たちとしては、小樽はリピーターが圧倒的に多いものですから、滞在時間を延ばすためには、一昨年、観光案内人の方に新しい周遊型の観光コースをつくっていただいたというものもございまして、あと、滞在時間の延長に結びつくようなイベントの創出ということで、昨年からは地域魅力度アップ観光イベント創出事業という形で支援も行ってあります。あとは、例えば、市の職員も一緒になって堺町のイベントなどに協力しているということもございまして、このようなことを積み重ねる中で、少しでも滞在時間が延びるような取組を引き続きやっていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○林下委員

◎フェリー航路の利用促進について

それではまず、フェリー航路利用促進実証運航費補助金について伺いたいと思います。

この利用実績と、予算の執行率はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○（産業港湾）港湾室主幹

フェリー航路利用促進実証運航費補助金についての御質問でありますけれども、予算執行額につきましては、予算額2,000万円に対しまして同額の2,000万円を支出しております。

この補助金制度は舞鶴及び新潟発の小樽便で、買物券、入浴券を発行して支援した事業でございます。実施期間中の運行実績ということの御質問でありますけれども、まず、当初は9月1日から11月30日までという計画でございましたけれども、予想を上回る利用がありまして、9月1日から11月13日までの期間で実施いたしております。

利用台数の合計でございますけれども、5,878台となっております。前年同期に比しまして23.1パーセント増加しております。期間中の旅客の輸送人員についてでありますけれども、1万4,793人となっております。前年同期と比しまして22.2パーセントの増加となっております。

○林下委員

小樽港にとりましては、フェリーの輸送実績というのは貨物取扱量の9割にも達するという重要な役割を担っていただいているということです。そうしたことから、今の実績報告にもありますとおり、フェリー航路を守るためには重要な施策であるという理解をしています。

一定の成果を確認したとすれば、今後、こうした支援策についてはどう考えておられますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

今後の支援策という御質問でございますけれども、今、委員がおっしゃったように、フェリー貨物は小樽港の総貨物量の約9割を占めておりまして、市内の関連企業も多く、また、それに伴いまして、フェリー会社や関連会社の雇用も含めて本市の経済に及ぼす影響も大きく、フェリー航路の維持、存続は本市にとって大変重要であるというふうに考えております。今後の支援策につきましては、現時点では具体的に検討しておりませんが、このたびの支援の継承ですとか、あるいは、今後のフェリー航路の利用状況や経済状況を見ながら検討していくということになるかと考えております。

○林下委員

運航の補助期間は非常に短かったと思うのですが、それにしても、輸送実績が軒並み20パーセントを超えているということは、この施策が非常に重要だったと、利用者にも評価されているというふうに理解できると思います。

フェリーに限らず、公共交通機関はやはり市民にとって重要な役割を担っているということなのですが、小樽市はこの重要な役割を担っている公共交通機関を所管する部署が非常に分散化しておりまして、生活安全課でありますとか、福祉部でありますとか、企画政策室でありますとか、担当が非常にまちまちで、一貫して公共交通を担当する所管がないということで、一貫した行政ができるのかと私は心配をしております。ぜひ、この際、専門の所管を置いていただくことをお願いしたいと思います。

今日は、公共交通という意味で言えば、所管が違っているから答弁していただけないということなので、そういう前提でもうちょっとつけ加えさせていただければ、小樽市はこれまで、特に公共交通機関に大変恵まれてきてまして、歴史もあるし、各路線も充実しているということで、現状、市民は公共交通に対する不安をほとんど感じていないのではないかとというふうに思います。

しかし、一方では、公共交通機関である鉄道やバスも含めて燃料の高どまりでありますとか、高速道路の無料化、あるいは、各種の割引、少子化、そして景気の低迷ということで、経営状況は悪化の一途をたどっています。既に、普通の企業の経営努力ではカバーし切れないほど深刻になっているとも言われています。

昨年、札幌市内で公共バスが大幅に撤退するという事件が起きまして、札幌市民が大混乱を起こしたというのは記憶に新しいことだと思いますけれども、小樽市としてそうした事態を起こすことのないように、市民に最も身近なサービスということで、できれば行政として統一した取組ができるようなセクションを検討していただけないか

ということを要請しておきたいと思います。

○総務部長

小樽は J R、バス、あるいはバイパスもあったりして、住民の足ということでは大変恵まれているし、我々自身もそれで当たり前のように生活しております。そういう意味では、御指摘のとおり、J Rについても、バスについても、経営的にはかなり厳しい中で、これから先のことを考えると、必ずしも今の状況がずっと続くことはないのではないかと思います。フェリーの話とは別にして、住民の足を守る視点での今後の対策は当然必要になります。

今、内部では、交通政策とか交通企画というのは、やはり、やるところが一つ必要だという議論をしているのです。基本的には企画政策室がそういう形でやっているのですが、建設部の中では高速道路の問題が出てきます。こういうところを少し整理して、高速道路、新幹線の問題を含めて、交通政策、企画を整理する部署を何とか来年度は、若しくは近々にということでは考えています。

ただ、一方で、停留所の場所がどうだとか、時間帯がどうだという、もう少し具体的な住民の要望については、その中でやり切れているかどうかという問題があるものですから、どうしても生活安全課で対応する。ですから、別に市役所の中でばらばらでやっているわけではなくて、今の段階では基本的には企画政策室が大きな意味での窓口になりながら、住民の具体的な要望は生活安全課が窓口という形で今はやっていますので、御指摘のことを踏まえて、どんな形になるかはこれからの議論ですけれども、趣旨は十分理解しておりますので、整理していきたいと思えます。

○林下委員

本当に前向きな答弁をありがとうございました。

私も、長いこと交通機関に携わってきたものですから、ぜひこういった視点で検討をお願いしたいと思っています。

◎雇用対策事業について

次に、雇用情勢の関係についてお聞きしたいと思います。

雇用情勢が悪化してから非常に時間が経過しておりますけれども、一昨年、麻生政権から引き継ぐ形で緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業、もう一つは市独自の対策について、それぞれの雇用実績がどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

平成21年度の雇用対策ということでございますけれども、まず、緊急雇用創出事業では13事業を実施いたしまして84名、ふるさと雇用再生特別対策事業では5事業で14名、小樽市独自雇用対策事業では7事業で34名の雇用の創出をしております。

○林下委員

この雇用対策を通じて、今日まで雇用が継続されているとか、あるいは正社員としての道が確保されたとか、そういう実績については把握されていますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

先ほど説明を申し上げました雇用対策事業でございますけれども、緊急雇用創出事業につきましては、あくまでも雇用期間が最長1年という短期のつなぎ雇用を対象にした事業となっておりますので、継続雇用という形では聞いておりません。

また、ふるさと雇用再生特別対策事業につきましても、先ほどちょっと触れましたけれども、3か年の事業の今は2年度目でございますので、まだ事業は継続中でございますので、正社員での継続雇用という形のお話は聞いておりません。

○林下委員

それでは、そういった実績はないという理解でよろしいですか。

○（産業港湾）商業労政課長

そういうことでございます。

○林下委員

これまで、私もこれらの雇用対策について、できれば国や道といった枠にとらわれなくて、できれば小樽で、例えば、中小企業で後継者がいなくて事業が継承できないとか、技術者がいなくて事業をたたまざるを得ないとか、あるいは、農業や漁業の分野でありますとか、そういった分野にも何とか雇用対策の枠を広げられないかということをお願いしてきたのですけれども、結果として、国や道の枠から抜けて市独自で雇用対策を打つということが非常に難しかったのだらうというふうに思います。

その点について、今、この雇用対策事業を振り返って、本当に今後、実効性のある雇用対策ということ言えば、国や道の枠組みとか、そういったものが本当にどうだったのかという評価を、実際に言いつらいのかもしれませんが、考えていることがあれば、お答え願いたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員がおっしゃったとおり、なかなか、先ほど申しました短期の雇用という制度でありますので、継続雇用といえますか、正規雇用という形でも今の補助金ではできないところです。

平成21年度につきましては、緊急雇用対策ということで、先ほど言った短期雇用ということでしたけれども、22年度から緊急雇用創出事業の一般分と、重点分野雇用創造事業ということでもう一つ新たな枠ができました。そちらにつきましては、介護とか観光とかの分野が限られた事業となっておりますので、なかなか難しいところがあります。

その中でも、人材育成ということで、介護事業所で働きながらホームヘルパーの資格を取るという人材育成事業と、小樽の観光と物産を支える人材育成事業ということで、市内の事業所で研修をしながら販売士3級の資格を取らせるという事業です。この二つが重点分野での人材育成という形で採択になってございますので、その方たちが来年の3月まで市内の事業所などで勉強しながら働いて、事業が終わった後に、その事業所に正規雇用される形で結びついていければいいのかなというふうに期待しております。

また、ふるさと雇用再生特別対策事業につきましても、3か年の事業で、来年度もう1年ありますけれども、もともと地域内にニーズがあって継続的な雇用が期待される事業ということで採択されておりますので、こちらの事業も終了後に引き続き正規雇用という形で雇用していただければということで期待しているところでございます。

○林下委員

介護、福祉という分野では私どもも何回か質問した記憶がありますので、それは一つの成果だというふうに思っています。

しかし、今、お話がございましたように、それでもなおかつ枠があって、新たに長期的に雇用を確保するとか、中小企業の事業を継承するための人材育成をすとか、そういうものは国や道の枠組みの中ではなかなか難しいと。

市独自の雇用対策としていろいろやられた経過があるのですけれども、例えば自治体によっては、農業とか漁業とか、そういう分野で職業訓練と生活支援ということで1年ぐらいの支援策を独自に行っているところもあるわけです。それからまた、いつも笑われるのですけれども、例えば小樽で言えば、非常に有名なおもち屋で、いろいろなところで紹介されているのだけれども、もう高齢で人材を育てる余裕もない、自分の代で終わりなのだという感じで、なかなか事業の継承ができない。そういう分野に人材を向けることも市独自では何かできるのではないかと期待があるので、今後の対策としてはいかがですか。

○産業港湾部長

これまでも議論がございましたけれども、やはり 1 次産業の後継というのはいろいろな意味で難しい部分がございます。漁業であれば、簡単に入ってすぐというわけにはいかなくて、準組合員から組合員になってという手順も踏まなければなりません。それから、農業後継者についても、いわゆる小樽の地元ニーズがあるかどうかというのが一つの問題なのです。その辺では、漁業についても今は後継者のことが心配されているのですけれども、具体的に何かの施策で、漁業協同組合と市と一緒にやってとにかく育成していきたいので何とかならないかという声はまだ聞こえてこない部分があるのです。おかげさまで、あちこちの地域では、その漁師の息子なりが後継者となって育成されていっているところもございます。農業においては 20 代の後継者も出てきていますし、漁業についても 20 代が出てきています。そういう意味では、我々は非常に期待しておりますから、機会あるごとにそういったニーズ把握もいたしますし、要望があれば一緒になって考えてまいりますので、今のところは単独でこれやっただとということまでは考えておりませんが、そういった声は常にすくい上げていきたいと思っています。

例えば、小樽にとって大事なもち屋の話もいろいろ御意見をちょうだいしていただきましたけれども、もち屋が好きで、徒弟になってもいいから本当にその親方のところで修業したいということも一つあるのかと思うのです。ですから、本当にそういう業種についてのニーズがあれば、我々としてもまた一緒に考えていける方法はあると思うのです。

小樽には、もち屋とは言いませんけれども、和菓子屋をはじめとした職人の技術はたくさんありまして、NPO 法人になった北海道職人義塾大学校でもいろいろな活動をしておりますし、それから、小樽職人の会にもたくさんのメンバーがいらっしゃいます。その職人義塾大学校などは、生徒を募集して染めなどの分野で何人かは育成してきたことがあるのですが、それが生活に結びついていくかとなるとなかなか難しいこともあって、今は、特別、養成をしているところはないというふうに聞いています。

ですから、その辺の技術が失われていくもったいなさということはもちろん感じておりますし、その継承ができるのであれば何とかしたいと思っておりますけれども、需要と供給と言っては何ですけれども、いわゆるマッチングがうまくできなければなかなか難しいところもあります。今まで何回もそういう御提言をいただいておりますから、そういった声はすくい上げて、何らかの方法があるのであれば、我々としても、当然、一緒になってやっていきたいと思っております。

○林下委員

確かに、ニーズと言え、今の若い人たちがそういう分野で、苦勞して、一人前になるために努力をしてくれるのか疑問だというのは私も理解できるのです。今までいろいろな議論をしているのですけれども、これだけ雇用情勢が悪化して大変な時期に、一方で、私が朝里の漁師の家に行ったら、朝里にはもう漁師の家が 3 軒しかないのです。ニシンがとれていますかと言うと、いやいや、ニシンが来ているのはわかっているけれども、網を入れるだけの体力がないと、そういう状況です。自分の代で終わってしまうのはやはり忍びないということを本人は言うのですけれども、しからば、苦勞してでも船に乗って漁に出る、沿岸漁業でもやってくれる人がいるのかというと、確かに私も非常に難しいと思うのです。しかし、そこはやはり行政として、例えば 1 年間の見習い期間のうちは生活面も支援するとか、何らかの独自の対策をぜひ考えていただきたいし、やはり、こういうこともできるのだというものをぜひ提供していただけないかというふうに思います。

○産業港湾部長

改めて農協や漁協に、その辺の畑の声なり浜の声としてどういうものがあるのか、我々としてもお伺いしてみたいというふうに思います。

○林下委員

◎企業立地の現状について

次に、企業立地の現状についてお伺いしたいと思います。

この 1 年間で、銭函工業団地と石狩湾新港地区の企業立地で新たに操業を開始した企業でありますとか、撤退をされた企業の実績というのはどうなっているのでしょうか。

○（産業港湾）薄井主幹

平成 21 年度中の操業企業数でございますが、銭函 3 丁目の銭函工業団地でございますが、新たに 3 社が操業を開始いたしまして、逆に撤退の企業はございませんでした。この結果、20 年度末では 102 社であったものが 21 年度末では 105 社の操業という状況になってございます。

それから、銭函 4 丁目、5 丁目、これは石狩湾新港地域の小樽市域ということになりますが、ここでは新たに 3 社が操業を開始してございます。

一方、操業停止などによりまして 2 社が撤退してございまして、操業企業数は差引き 1 社の増ということになってございます。

この結果、20 年度末では 44 社であったものが、21 年度末では 45 社の操業という状況になってございます。

○林下委員

非常に厳しい情勢の中で、皆さんが御健闘していただいているおかげだというふうに思います。

それで、雇用の数は把握されておりますでしょうか。雇用は増えているのか、減っているのでしょうか。

○（産業港湾）薄井主幹

これも、操業企業数と撤退企業数、当然、企業ごとに事業活動の中で従業員の増減というのがあるわけなのですが、操業企業と撤退企業、この辺の兼ね合わせで考えた場合には、少しずつでも増えているというふうな状況でとらえております。

○林下委員

◎銭函の風力発電事業について

それでは、もう一つ、昨年 5 月に銭函地域において風力発電事業の計画が発表されております。市としては、市長も推進の立場でコメントを新聞に紹介されておりますけれども、今回の風力発電事業所建設のメリットというのは、どういうふうに受け止めていますでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

メリットでございますけれども、今回の計画につきましては、単なる風力発電所ではなくて蓄電池併設型ということで、新エネルギーを利用した電力の安定的な供給を図る先進的な取組で、国も進めております景観と社会づくりに貢献できるものだというふうに考えております。

また、地域レベルで考えますと、建設に当たっては、地元業者への発注も期待できますことから、地域の活性化にも資するものと考えております。

さらに、この建設予定地域は新港地域となっておりますけれども、第 6 次総合計画の中でもエネルギー関連企業の誘致を目指している地域でありまして、今後の企業誘致に向けても大きな効果があると考えております。

○林下委員

今回計画されている建設場所ですけれども、国有地で、管理は道となっているというふうに聞いていますし、今お話がありました蓄電施設は石狩開発株式会社の所有地というふうに言われております。

それで、風力発電所の建設に対する市のかかわりというのはどういう形になっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

風力発電所の建設に当たりましての許認可の届出ということですが、市に対しては建築確認申請と景観条例に基づく届出などはありました。これらにつきましては、法令に基づいて対応することとなります。

○林下委員

建築確認申請と景観条例ですね。景観条例というのは、風車そのものが市の条例にひっかかるとか、許可が要るとか、そういうことなのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の風車につきましては、構造物ということで、一定の高さ以上のものは、景観条例上、届出が必要となってきます。その関係で、例えば色の関係ですとか、その辺の届出は必要になってくると考えています。

○林下委員

今回、札幌市の山口団地の住民などから、低周波音の問題、あるいは環境問題ということで指摘があると思うのですが、現在、環境影響評価書案が縦覧されているようですけれども、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

現在行われている事業者による環境影響評価書案の縦覧についてですけれども、もともとこの環境影響評価については、法令などで決まっているものではなく、業者が風力発電建設による影響を考慮しながら自主的に行っているものとなっております。

今回の縦覧につきましては、先月10日から今月12日まで行われておりまして、それにあわせて評価書案に対する意見の受付が今月25日までされているところであります。

○林下委員

自主的にやられていることだということなのですから、今回の評価書案の縦覧に際して、これまでいろいろ公表されてきた計画から具体的に変更された部分はあるのか。あるとすれば、その変更理由は何かという点については把握されていますか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の縦覧にあわせての事業計画の変更でございますけれども、当初計画では2,000キロワットの風車20基と蓄電池施設ということで発表されておりました。このたび、風車20基につきましては、ご存じかとは思いますが、防風林より海岸側に18基、防風林より陸側に2基ということで計画されておりますけれども、今回、そのうち5基について減らすということで、全体で15基の計画に変更されております。

5基を減らす理由としましては、まず、陸側、山口団地側にあります2基については、環境面への問題はないと考えているが、周辺住民への心理的影響などを考慮して行ったということです。また、新川右岸側に存在する池周辺の3基については、環境調査の結果と有識者からの意見等を踏まえ、動植物に対する影響を限りなく低減するため、今回、計画から外したということでございます。

○林下委員

そういう変更がなされたということで、例えば低周波音の被害が及ぶのは1キロメートルと言われて、新聞などにも載っていますけれども、そういうことで20基を15基に変更した。そうしますと、そういう安全スペースというのは、距離的なものは確保できるということになるのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の変更にかかわる低周波音の問題についてですけれども、低周波音自体については、人体に対する影響は明らかにされていないというのが現状であります。今回、1.1キロメートルから1.9キロメートルに動かしたのは、影響があるからというよりも、近隣住民の方、手稲山口団地の方からの御要望もあって、その部分を除いたというふうに聞いております。

○林下委員

そうしますと、今回の環境影響評価書案の縦覧に対して、何か市の意見を出すとか意見を添えるというようなこ

とはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

市としましては、現在、評価書案の縦覧にあわせて、庁内で評価項目に関連する所管の方に集まっていただいて、評価書案に対する市の意見の取りまとめを行う打合せ会議を開催しております。この打合せ会議の結果を受けて、意見がある場合には、現在、事業者が行っている評価書案の意見募集にあわせて意見を申していこうというふうに考えております。

○林下委員

本来であれば、もう既に今年の11月に本体工事が着工される予定だというふうに承知していたのですけれども、建設に向けた今後のスケジュールはどうなっていますか。

○（総務）企画政策室林主幹

今後のスケジュールでございますけれども、今、評価書案を縦覧しておりまして、それが終わった後、所管の意見なども聞きながら整理しまして、その後、建設に係る各種届出とか申請、関係機関との調整が終わり次第着工したいというふうに聞いております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○新谷委員

◎滞納と差押えについて

初めに、広報おたる10月号に載っておりました滞納の問題について伺いたいと思います。

「ストップ！滞納！差し押さえを強化しています」と、怖い顔が載っておりまして、広報にしては怖いなと思っ
てびっくりした状況です。

税金を納めるのは義務ですから、それは当然のことなのですけれども、納期限までに納付がない場合、督促状、それから、納付催告を行い、それに応じない場合は預貯金、給与、年金、その他の財産を差し押さえるということ
ですけれども、差押えに至るまでの経緯を事例的にお知らせください。

○（財政）納税課長

差押えに至るまでの経緯ということですが、まず、地方税法上の規定としましては、納期限を過ぎても納
付がない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないとなっています。そして、その督促状を發
した日から起算して10日を過ぎた日までに納付がないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定
されております。

これを受けて、実際の小樽市での場合ですが、差押えまでの具体的な手順といたしましては、督促状を發
送後、期限までに納付がない場合には、まず、指定期限までに納付してくださいという催告書を出しています。そ
の催告書を出した後、まだ納付がない場合は、特別呼出しということで、納税課に来てくださいという内容の催告
書を発送します。その後、さらに納税課にも連絡がない場合については、状況によって財産調査予告書などを送付
します。最後に、最終通告として差押予告書を出して、それでも納付がない場合は差押えに至るという形になっ
ております。

○新谷委員

税法上のこともあると思いますが、悪質な滞納については厳しい対応を行っているということですが、今お話し
された特別呼出しとか財産調査予告ですね、それに応じない場合はすべて悪質なのか。悪質の定義というのはどう
いうことなのでしょうか。

○（財政）納税課長

悪質という言葉なのですけれども、こちらとしては、支払い能力があるのに滞納しているということが悪質ととらえています。

○新谷委員

支払能力があるのに支払わない、それは悪いのですけれども、数年前にこういう例がありました。夫が建具屋を営んでいるのですが、不景気でもってほとんど利益が上がらないということで、妻が、朝晩、別のところでパートをしながら家計を支えていて、市役所から督促状などが来ても、やはり精神的に見る余裕がなくて、ほとんど見ていなかった。そして、ある日突然、パート代が振り込まれている預金通帳に、差押えとばんと書かれていまして、びっくりして私のところに見せに来た人がいるのです。パート代というのは本当に少なく、規定で生活費にかかわる部分以上は差し押さえていないと思うのですけれども、奥さんのパート代が事実上の生活費だったということで、書類を見ていなかったのも悪いのですが、本人が直接市とのコミュニケーションをとっていないのですね。話も聞いていないという中で差押えということになったのですけれども、こういう場合は悪質な滞納とは言えないと思うのですけれども、いかがですか。

○（財政）納税課長

差押えをする範囲は、要するに悪質だから差押えをするということではなくて、いわゆる差し押さえる財産があったときには、最終的には差し押さえるという形になっております。

○新谷委員

先ほど斎藤陽一良委員が市税収入の質問をされたときにもお話がありましたけれども、この間、自公政権の下で定率減税の縮小、廃止などで市民への負担というのは物すごく大きくなって、とりわけ年金者などは雪だるま式に負担が増えているわけです。そういう中でも、不況で営業利益がぱたんと落ちたり、それから、先日、40代でリストラに遭って、もう全然仕事なくて本当に困っているのだという話がありました。払わない行為というのは悪いですし、市のほうで電話をかけて努力しているのもわかりますけれども、先ほどの人のように、精神的なゆとりがない場合もあるわけです。そういう場合に、書類だけではなくて、何とか話ができる、コミュニケーションをとる、それまで差押えを待ってもいいのではないのかと思いますけれども、いかがですか。

○（財政）納税課長

滞納者の方のところには、先ほどお話ししましたいろいろな形の催告書を出しています。それとあわせて、できる限り定期的に夜間の電話催告とか臨戸訪問とかをやっています。ただ、それらによっても滞納者の方と直接コンタクトがとれない、コンタクトがとれないから差押えができないのだということにはならないと考えています。

○新谷委員

厳しい生活状況の中で、分割するだとか、納付について相談してくださいという文書は特別呼出しなのか。

○（財政）納税課長

特別呼出しというのは、要するに納税課に来てくださいという内容の文書であって、それ以外に、前後に出している催告書なり予告書なりを含みまして全部、納税課に連絡をくださいという形の内容にはなっています。

○新谷委員

それはわかるのですけれども、やはり、いろいろな人がいますから、生活が苦しくなると心の余裕もなくなるといふこともありますので、ぜひもう少し優しく、ただ来いというのではなくて、相談に応じますとか、そういうことで何とか連絡をとる、直接話をする、そういうことをしていただきたいと思います。

それについてはどうですか。

○（財政）納税課長

実際、納税課の窓口としては、日中も窓口はありますし、日中出られない方のために毎週木曜日の夜に夜間相談窓口を設定して、できるだけ納税者が来やすい場所の設定はしております。

○新谷委員

それはわかるのです。けれども、直接話をするようにしてほしいということをお願いしているのです。

何か堂々めぐりみたくなくなってしまっているのですけれども、市民の中には、決して滞納するつもりではなくて、ついっかかり、20日、10日とすぐにたってしまうわけですが、督促状が来ると払わなければならないというのはわかりますが、その経費だけでも大変ではないかという話がされていたのですが、経費というのはどのぐらいかかっていますか。

○（財政）納税課長

平成21年度の実績で言いますと、督促状の印刷経費、郵送料を含めて約500万円かかっております。

○新谷委員

すごい経費ですね。

市民の納税意識を高めるためには、もう少し別な努力が必要ではないかと思います。

それから、差押えをした物件、動産、不動産をインターネットで公売したということですが、幾らの利益になったのですか。

○（財政）納税課長

インターネット公売ですが、平成21年度は7回出品しまして、出品数は不動産が2点、動産が37点を出品しました。そのうち、落札されたのは動産32点で、約32万円が市税に充当されました。

○新谷委員

思ったよりも低い額ですね。

それから、物件が思わぬ高額なものだったという場合もあり得るわけです。その場合に、滞納額との差額というものは、返却するのでしょうか。

○（財政）納税課長

これも平成21年度の実際の話で申し上げますと、不動産を別にして、動産のほとんどが、最低のものは1,000円から、高いものでも、結果として4万円程度の落札価格でしたので、その滞納額を上回るということにはならなかった状況です。

○新谷委員

昨年度はそうかもしれませんが、今後、こういう場合はどうするのかということをお聞きしたのです。

○（財政）納税課長

仮にその滞納額を超えて落札された場合には、落札金額のうち、その税を超える部分については納税者に還付という形になります。

○新谷委員

それから、昨日の決算特別委員会での千葉委員の質問に財政部長がお答えしているのですけれども、滞納した場合の個人へのサービスの制限ですね。これは本気でそういうことを考えているのか、どんなことを検討するのか。それについてお聞きしたいと思います。

○財政部長

昨日の御質問の件ですが、実際に各紙、全国でも報道されておりますところでは、40ぐらいの自治体で税の滞納に絡んで行政サービスを制限するという条例を制定しているようです。

昨日も申し上げましたけれども、財政担当としては、やはり市の財政をおあずかりする者として、どうい

形で健全化へ向かわなければならぬという中であっては、そういう情報も常に仕入れて、市もみずから研究、検討することは必要だというふうに申し上げました。

現状では、企業の入札参加資格にそういう制限を設けておりますけれども、他都市では、条例の部分で、確かに補助金ですとか、あるいは貸付金ですとか、個人に対するものも制限するという例はあるようでございます。

私どもとしては実際にそれを想定しているわけではありませんけれども、個人に対するものというのはなかなか難しい面がございますので、今後の検討、研究課題としたいというふうな意味で申し上げたところでございます。

○新谷委員

具体的にはまだわからないところですけれども、罰則を先行させた考え方というか、そういうものはやめていただきたいということは申し上げておきます。

◎商工費について

それでは次に、商工費について伺います。

平成20年度の商工費全体の予算現額に対しての不用額の割合、それから、21年度商工費全体の予算額に対しての不用額の割合を教えてください。

○(財政) 笹山主幹

商工費の予算に占める不用額の割合でございますけれども、平成20年度、20億1,328万2,000円の最終予算に対しまして不用額が1億6,313万円となっております、割合としては8.1パーセントでございます。21年度につきましては、最終予算額24億1,616万2,000円に対しまして不用額が3億1,387万2,000円ということで、割合としては13パーセント、20年度と21年度の割合を比べますと4.9ポイント増加しているという形になっております。

○新谷委員

平成21年度の不用額が20年度より4.9ポイントほど多いということですが、これだけ残した理由というのはどういふことでしょうか。

○(財政) 笹山主幹

平成21年度と20年度の不用額を比較しますと、1億5,074万5,000円ほどの差額になりまして、これに占める割合の多いものとしましては制度融資がございます。これは、中小企業経営安定健全化資金貸付金と中小企業設備近代化合理化資金貸付金の二つがございますけれども、21年度と20年度を比較しますと、この不用額については1億1,890万円ほどございますので、先ほどの不用額の比較、全体の比較の1億5,074万2,000円に占める割合としましては約8割となりますので、大きな要因としてはこの二つの制度融資の不用額が生じることにあったというふうに分析しております。

○新谷委員

制度融資の不用額が多かったということは、やはり、経済の状態が悪い、活発でないということを示していると思うのですが、決算説明書の最初のほうに、平成21年度は20年度の赤字6億5,948万円を引き継ぐ形になって、最小のコストで最大の事業効果を発揮できるように再検討したと書いてあります。この不用額ですね、先ほど説明もありましたけれども、20年度と比べて見ると、大体予算を落としたところが多いのですね。赤字解消のために落としていったということが言えるのではないかと。そしてまた、20年度に比べて、やめた事業はあったのかということをお知らせ願います。

○(財政) 財政課長

まず、予算執行に関して、決算説明書の予算執行の概要のところを書いてある費用対効果の再検討でございますけれども、まずは、予算の編成の段階から、厳しい財政状況を踏まえまして、事業の必要性ですとか普及性、効果、

あるいは将来の財政負担などについても検討を行いまして事業費を計上している状況にありますけれども、それに加えまして、予算の執行に当たりましては、庁内各部において予算を漫然と執行することなく、常にコスト意識を持つことが必要でありますので、実際の事業執行に当たっては、さらに検討を加えまして、より少ない予算で少しでも多くの効果を上げるように費用対効果の再検討を求めた。それがここに書いてある要旨でございます。

実際に何をなくしたとか、事業としてどれをやめたのかというのは、ちょっと今、ここにデータがございませんので申し上げられません。それは、また後でお知らせしたいと思います。

○新谷委員

これは補正になった部分もあると思うのですが、それであれば、最初から、平成21年度の予算現額は少なくして、こういうふうには不用額を出すという予算の組み方はどうだったのかという疑問があります。

それでは、不用額については後ほど質問いたしますので、個別の問題に入りたいと思います。

◎企業倒産について

景気の状態を判断するときに、企業倒産の件数があると思うのですが、平成20年、21年における件数と金額を示してください。

○(産業港湾)産業振興課長

平成20年と21年の倒産件数と金額でございますが、まず、平成20年につきましては23件、金額につきましては81億5,700万円でございます。同じく21年につきましては10件、金額につきましては50億1,400万円となっております。

○新谷委員

平成21年が件数、金額ともに20年より少ないというのは、21年10月から始まった緊急保証制度によるところが大きいのでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

確かに、国の施策といたしまして、平成20年10月31日から緊急保証制度が始まってございます。これは、企業に対する資金援助ということで始まった制度でございますが、それ以降、今説明いたしましたとおり、21年の市内の倒産件数も非常に少なくなっていることから、この制度の開始以来、市内におきましては倒産の抑止効果が出ているものと考えてございます。

○新谷委員

昨年は、この緊急保証制度を利用しようとしたら銀行が断ったという例がありましたが、その後、今まで、そういうことがあったのかどうか、また、市が何件認定して、その中で断られたものはあったのでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

制度の発足以来、8月31日までの認定件数でございますが、年度で申し上げます。

まず、平成20年度が448件、21年度が644件です。22年度につきましては、8月末現在で149件、合計で1,241件となっております。

今のお話の中で、市が認定して融資実行に至らなかったケースはあるのかというお尋ねかと思いますが、先般、信用保証協会の支店長と意見交換をいたしました。制度発足以来2年が経過しておりますので、多くの市内企業の方が何度かこの認定を受けまして資金調達をしております。

一方、この制度につきましては、2億8,000万円という融資枠がございます。事業者の方も、単一の金融機関ではなくて、メイン銀行、サブ銀行ということで、複数の金融機関から資金調達している状況ですから、まず、ある企業が全体の資金枠を超えているかどうか。超えていたらもう借りられませんから、そういう状況でありますので、信用保証協会といたしましては、制度発足当初よりも密接に金融機関といろいろな意見交換を行っているということから、事前にそういった情報を信用保証協会のほうで得て金融機関と協議していますので、市が認定してその保

証承諾に至らなかったケースは極めて少ないです。なおかつ、保証承諾して融資実行に至らなかったケースもほとんどないということで情報を得てございます。

○新谷委員

ほとんどないということではよかったと思うのですが、この制度を利用した業種と、それから、なぜ使ったかという原因について、多い順にお知らせください。

○（産業港湾）産業振興課長

それでは、トータルの件数でお答えいたします。

現在、1,241件が認定を受けてございますが、その中で最も多いのが卸・小売業の450件でございます。続きまして建設業の276件、製造業の222件、サービス業の102件、飲食店、宿泊業の89件、運輸業の87件、医療、福祉の15件、合計で1,241件となっております。

そして、この認定件数ですけれども、一つには前年同期より売上高が3パーセント以上減少しているとか、売上総利益率、これは粗利というものでございますが、また、営業利益率が同じく3パーセント以上減少しているとか、そういった一定の要件がありまして、それを確認にして私どもで認定を行ってございます。

同じく1,241件の中で最も多いのが第5号認定（ニ）というものでございまして、これは売上高が前年同期と対比して3パーセント以上減少している場合で、680件でございます。続きまして、第5号認定（ハ）というものでございますが、売上総利益率、営業利益率の減少している場合で、これが444件でございます。また、これは新しく制度に加わったものでございますが、同じ売上高の減少でも2年前の同期と比較して3パーセント以上減少している場合で、これが15件です。最後に原油石油製品の価格高騰によりまして転嫁困難な場合が2件、合計1,241件となっております。

○新谷委員

この緊急保証制度なのですけれども、来年3月が期限ということですが、今後の国の動向はどのようにとらえているのか。また、なくなった場合の市の対応というのは非常に難しいと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

このたびの国の緊急保証制度でございますが、平成23年3月31日までの期間延長ということで行っているところでございます。

実は、10年前にもバブル経済が崩壊して、金融機関で貸し渋り又は貸しはがしというような状況があつて、優良な企業にも資金が回らなくなったというような状況がありまして、国でも特別保証制度というものを実施した時期がございます。これは、2年5か月ほど続いた後、制度としていったん終了したということでございます。今の緊急保証制度は、20年10月31日から始まってございますので、23年3月31日で2年5か月になるわけですから、ほぼ同様な期間になるものと思っております。信用保証協会等にその後の状況について何か情報を得ているかということを知りたいわけですが、特段、今の段階では具体的な情報は得ていないとこのことでございます。

ですから、我々といたしましては、今の経済状況がデフレや、さらに円高株安といった状況で決して好転はしておりませんし、今後の見通しもなかなか厳しいものと思っております。そういった中で、国といたしましても、この制度を継続していただけるような働きが必要であると思っておりますし、仮に、この制度がなくなった場合ですけれども、いろいろな国の経済政策、経済動向等を見極めながら必要な対応は行ってまいりたいと思っております。

○新谷委員

国に対しては、小樽市としても、ぜひ強い要望を出していただきたいというふうに思います。

◎中小企業特別資金について

次に移りますけれども、市の中小企業等振興資金で 5 億円利用されております中小企業特別資金です。これは平成 21 年 1 月から融資期間と年の利率を 5 年未満と 5 年以上で変えましたけれども、新規についてはどうだったのでしょうか。20 年度との比較で教えてください。

○（産業港湾）産業振興課長

マルタル資金では平成 21 年 1 月から期間金利というものを設けてございます。

その変化でございますが、ただ、この制度は 20 年度の融資ですから、20 年 4 月から 20 年 12 月までは、いわゆる旧マルタル資金というものが一本化されてございます。そして、21 年 1 月から 3 月まで 5 年未満、5 年以上というふうな区分けをしたものでございます。

その状況からお話いたしますと、20 年度のマルタル資金全体では 173 件ございました。そのうち、旧マルタル資金が 134 件で、1 月以降、期間金利を導入いたしまして、1 月から 3 月までの間ではございますが、5 年未満が 29 件、同じく 5 年以上が 10 件という内容でございます。

21 年度の状況でございますが、マルタル資金総体といたしましては 162 件、そのうち 5 年未満が 132 件で、これは全体の割合でいきますと 81.5 パーセントという数字でございます。一方、5 年以上のマルタル資金は 28 件で、割合は 17.3 パーセントです。また、変動金利というものも設けてございまして、これについては 2 件で、割合は 1.2 パーセントという状況になってございます。

○新谷委員

5 年未満の利率を変えたことで一定の効果があつたということだと思います。この制度も、原則、北海道信用保証協会の保証融資ということですが、やはり断られた件数というのがあると思うのですけれども、それはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

我々といたしましては、原則、信用保証協会つきということで、これまでも行ってまいりました。ただ、平成 21 年 4 月から制度改正の中で、金融機関が応じた場合は保証つきでなくてもよいということで、若干、緩めになったかと思っております。

ただ、一方で、個別の事業者は金融機関との融資の協議の中で、信用保証協会つきにしないでほしいという願いがあつても、その企業の財務体質等を勘案して、やはり金融機関の側で保証できない、なかなか難しいとなった場合には、当然、保証つきということで融資実行になると思います。

そういった中で、具体的に何件が断られたかということにつきましては把握してはございません。

○新谷委員

私たちのところにも、信用保証協会というのは銀行よりも厳しいという声が聞こえております。その他の短期の運転のための経営安定短期特別資金もありますけれども、これもやはり信用保証協会の保証が必要なわけです。個人経営の小さな商店などは、本当にわずかな資金、50 万円ぐらいは何とかならないのかということもあるわけですが、そういうことで貸してもらえないという声があるのです。これは何回も聞いていて、また、いい答えが出ないのわかっておりますが、あえてお聞きしたいと思うのですけれども、こういうところに対して、当面の、本当にわずかな、少しのお金が必要という場合の市の対応として、市の直貸し制度とか、そういうことはできないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、委員からお話のありました経営安定短期特別資金でございますが、これは 1 年以内の融資期間、1,000 万円以内ということで設けております。ただし、これはすべて必ず信用保証協会つきというものではございませんので、1,000 万円以内の小口の仕入れ資金等の短期資金に対応する制度でございます。

また一方、直貸しというお話がございましたが、これまで市でもさまざまな形で制度融資の改定を行ってきております。以前にも、小樽商工信用組合では、経営破綻した場合には金融機関と市が一定程度の損失補てん割合を設けまして、小樽商工信用組合との取引のあった事業者で、なおかつ、北海道信用保証協会の保証を得られない、そういった大変厳しい企業の方にも融資を行ったことがございます。

ですが、その保証ということでお話をさせていただければ、経営が破綻、また、それにより返済が滞った場合、やはり市がかぶって、現在も回収を行っているような状況にございます。

ですから、直貸しということも、市がすべてその損失をかぶる、また、経営破綻になった場合に、資金回収といったこともやらなければならない。何よりも、税金ということを考えますと、すべての貸出し、50万円程度とはいえ、焦げついた場合のことを考えますと、繰り返しになります、やはりなかなか実施は難しいと思っております。

○新谷委員

改めてお聞きしますけれども、融資制度の説明の中に、中小企業者、組合、その他というふうにして定義づけられているのですけれども、個人又は家族経営などはその他の中に入るのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

中小企業者の定義でございますが、資本金が会社であれば3億円以下で、常時就業する従業員が300人以下、どちらかに該当すれば中小企業者ということですから、当然、今言われた個人業主の方も会社経営の方もこれに該当するというところでございます。

○新谷委員

不況で、本当に売上も厳しいという中で、これは統計によりますけれども、市内の企業の61パーセントが一人から4人という人数なのです。ですから、小さいところが非常に多く、小さくても小樽の経済の下支えをしているということになると思うのですけれども、やはり、こういう部分にもうちょっと光を当てた施策を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

確かに、小樽は中小企業のまち、そして、今、委員がおっしゃったように、中小規模、特に零細の事業所の方が多く、小樽市の経済を下支えしているということは十分承知しているつもりでございます。

そうした中で、融資制度として、今申しあげましたような直貸し小口資金というものはなかなか難しいと思っておりますが、例えば雇用政策とか、又は連鎖倒産を防止するための中小企業倒産防止共済等々、なるべくそういった小規模、零細な企業の方々にも御利用、御活用していただけるような制度もつくってきておりますので、引き続き、そういった方たちの利用できる制度を含めて、いろいろな支援策を今後とも考えていきたいと思っております。

○新谷委員

◎ものづくり市場開発事業について

次にものづくり市場開拓支援事業に関連してお聞きします。

小樽には、北海道のものづくり100選に選ばれている企業、頑張っている企業がありますが、ここ数年、増えているのか減っているのか、また、近隣他市と比べて選ばれている状況はどうかをお聞きします。

○（産業港湾）産業振興課長

北海道の施策なのですけれども、ものづくりを支える北海道の基盤技術企業100選というものを平成18年度から行ってございます。これは、道内の高度な技術を有し、意欲的な経営戦略を展開している道内の基盤技術企業を紹介するものでございまして、18年度に第1回目、20年度に第2回目、そして、22年2月に第3回目ということで選んでございます。22年2月現在で106社が選ばれておりまして、そのうち小樽市内の企業は9社、内訳といたしまして

は、ゴム・プラスチック関連が 2 企業、機械金属関連が 7 企業というような状況でございます。

（「近隣他市の状況というのは」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。近隣他市の状況の資料は持ち合わせておりませんので、後ほど報告いたしたいと思っております。

○新谷委員

知る限りでは、苫小牧市で 3 件だったと思うのですけれども、それより多いということでは、大変うれしく、また励まされる思いがいたしました。

事業予算のほとんどが道の補助金で賄われておりますが、市としてもものづくりそのものへの支援は、予算上、ないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

ものづくり企業への支援ということでございますけれども、平成 20 年度からものづくり市場開拓支援事業というものを行ってございます。市内には鉄道をルーツとした優秀な機械金属企業が多数集積しておりまして、そういった企業の技術を広く紹介することによって、ビジネスマッチングと活性化に結びつけたいということでやっております。

20 年度には、機械金属関連 30 社を紹介する「小樽ものづくりの原動」という冊子を作成いたしまして、発行部数といたしましては 2,000 部となっております。また、北海道技術・ビジネス交流会、いわゆるビジネス EXPO というところにも出展を支援してございます。同じく、21 年度にもものづくり市場開拓支援事業ということで、プラスチック、ゴム関連の冊子の作成、そしてまた、ビジネス EXPO への出展ということで取り組んでございます。

このほか、技術開発促進事業費という内容でございますが、これは、市内の新技术、新製品を開発した企業に対しての支援制度でございます。20 年度は 2 件ほどございましたが、21 年度は、申請が上がってきたわけですが、内容審査の結果、新技术には当たらないということで該当はなかったところでございます。

確かに、ものづくり開拓支援事業につきましては、活用できる資金といたしまして、北海道の地域再生チャレンジ交付金を活用してこのような事業を行っております。また、市の単費といたしましても、今しがた申し上げましたような技術開発促進支援事業、その他、小樽のお墨つきブランドの紹介事業ということで、市内の企業が全国、全道規模の競争を受けた場合、そういった企業を市のホームページを介して広く情報を PR しているという事業を、お金はかかりませんが、そういった形でトータルにもものづくり企業の支援を行っている状況にございます。

○新谷委員

その技術開発促進事業費なのですけれども、20 年度は 77 万 7,180 円ありましたが、21 年度は 16 万 2,000 円に減っています。ですから、そこをもっと増やして、なおかつ、北海道職業能力開発大学校などもありますから、そういうところと連携して、ものづくりのためにもっと力を入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、委員からお話のあった技術開発促進事業費ですけれども、この違いは、大きくは、先ほどお話しいたしました新技术、新製品の開発助成が 20 年度は 2 件あったのが、21 年度には 1 件もなかったことから、このような決算額となっております。

もう一つ、我々も常日ごろから、銭函にあります北海道職業能力開発大学校などいろいろな形で提携しております。そういった形で、今後も市内にある大学等を十分に活用しながら事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○新谷委員

小樽経済を支える、ものづくりというのは大きな力となるものですから、ぜひもっと力を入れていただきたいと思っております。

○菊地委員

◎銭函の風力発電事業について

最初に、銭函の風力発電事業のことについて何点かお尋ねします。

環境影響評価書案に対する小樽市としての意見を庁内でまとめていると先ほどおっしゃっていましたが、ちなみに、その関係部局はどこになるのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

関係部局については、生活環境部と建設部になっております。企画政策室は、窓口といいますか、事務局をやっております。

○菊地委員

意見がある場合には出していくとおっしゃっていましたが、意見がない場合もあるということだと思っております。問題点を指摘する意見なのか、それとも、もっといろいろな意見の出し方があると思うのです。環境影響評価は問題ありません、ぜひ進めてくださいというような意見が出る可能性はあるのでしょうか。その辺をお尋ねしておきたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

今、検討といいますか、打合せ会議を行っているのは、あくまでも市の条例とか規則とか要綱と照らし合わせて問題はないかというか、市の方針で合わないところはないかというような形で検討して、意見があるかないかと。ただ、最終的に意見があるかないかはわかりませんが、何かの附帯意見をつけることもあるかもしれません。

○菊地委員

今後のスケジュールのところで、これ以降は関係機関への届出という話をされたのですが、具体的に日時を区切ったというか、月を区切ったようなスケジュールについては、何か情報は得ていないのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

事業者からは、詳しいスケジュールについてはお伺いしておりません。

○菊地委員

◎指定管理者の監査について

それでは、公の施設の指定管理者の監査報告についてお尋ねしたいと思うのですが、監査報告書で、平成21年度は二つの事業について報告されているのですが、指定管理者は二つだけではありませんので、総体の取組の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○監査委員事務局次長

まず、指定管理者監査の実施基準でございますが、監査委員の意向にもよりますけれども、原則、指定年度順に、業務開始後2年度目の施設を対象といたしまして、平成17年度から、順次、年3施設平均で実施をしております。

○菊地委員

指定管理者として指定される期間というのは、たしか3年とか5年と思うのですが、そういう順繰りでやっていると、3年間に1回とか5年間に1回という監査しか受けられないというサイクルも出てくると考えていいのですか。

○監査委員事務局次長

指定管理者制度の導入の状況から言いますと、平成16年度が2施設、18年度に25施設ということで、ちょうど公の施設の受託管理から、指定管理者制度の法律ができて、18年度が移行のリミットになっていたものですから、25施設になっております。19年度は5施設で、現在は32の施設が指定管理者となっているわけですが、そのうち、公募により3年指定のものが、11施設です。それから、任意選定により5年指定のものが現在21施設となっております。監査委員事務局としては、18年度指定が25施設もあるものですから、平均三つずつやっておりますと

8 年という形になってしまうものですから、基本的には公募で指定になった団体、こちらについては、3 年間でございますので、極端に言いますと、企業のほうが破綻するとか、途中で手を上げるということも全国的には発生しておりますので、11施設ありますけれども、既に 7 施設を優先的に実施しております。任意選定につきましては、21施設あるのですけれども、実際に17年度から21年度までにつきましては32施設のうちの15施設を実施しておりますから、半分までは行っていませんけれども、21施設のうちの 8 施設が、任意選定の部分はまだ残っている形になっております。

○菊地委員

監査委員の仕事としても大変だとは思いますが、公費を投入されている事業ですから、適正に執行されて市民サービスが向上されることを願って、今後、きちんと監査されるようお願いしまして、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎スクールバスの運行について

まず、スクールバスの運行についてお尋ねしますが、スクールバス運行経費、それから、バス通学の運行経費及びその業務内容についてお願いします。

○（教育）学校教育課長

平成21年度のスクールバスの運行経費と通学助成の経費でございますが、スクールバスにつきましては、現在小学校 3 校に入っています。そのうち 1 校が自前のマイクロバスを用いた形となっております、その運行経費につきましては、運転手等の嘱託経費を含めまして237万6,965円となっております。長橋小学校と銭函小学校の 2 校につきましては、業務委託を行っております、長橋小学校につきましては630万円、銭函小学校につきましては1,614万1,900円が運行経費でございます。通学助成につきましては、小学校につきましては131万4,650円、中学校におきましては463万1,620円でございます。

○大橋委員

これは、今、参考という形で金額を出していますが、来年度も今の状態と同じというふうに押さえているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

基本的には、現行の制度そのままというふうに考えております。

○大橋委員

今の学校数が同じだから来年も同じ金額という形なのですが、今、学校規模・学校配置適正化基本計画が進んでいます。その話の中で、保護者の関心といいますか、質問の多くの部分に、スクールバスの運行、バス通学、要は通学の問題が出てきているのですが、今回の計画の中で、スクールバスの役割をどういうふうにとらえているのか。つまり、計画が実行される場所全部にスクールバスが必要だと考えているのか、それについてはどうなのでしょう。

○（教育）学校教育課長

現在、もともと通学助成を行っていた箇所の中で、平成19年度から銭函小学校と長橋小学校にスクールバスを配置しているところですが、その当時、学校に50人以上の助成対象がいるところということでスクールバスを導入しております。

今後、学校再編を進めていく中で、路線バスで通学助成を行っていけるものなのか、若しくは、路線バスではなくてスクールバスという形になるのか、現行の考え方は、スクールバスについては、業務委託という形になります

ので、ある一定程度の規模がなければ導入が難しいのかというふうには考えておりますけれども、学校再編を進めていく中でその辺のことにつきましては検討していかなければならないかというふうに考えております。

○大橋委員

これから検討するというのは、言葉の上ではそうですけれども、学校規模・学校配置適正化基本計画において、どの学校がどのくらいの人数とか距離などかなりのところまで詰めているはずなのです。ですから、これから検討していくというよりも、現在の時点でどのくらいの規模になるのか、そういうような予想を立てた上で懇談会などが行われていなければいけないと思うのですが、その辺はどうなのですか。全く考えていない、見当がつかない、そういう状態で、現在、懇談会に臨んでいるのですか。

○教育部山村次長

1 学期には、教育委員会でつくった学校再編に関するそれぞれのブロック別のプランを説明し、それから意見交換をさせていただいております。その学校再編のプランの中では、幾つかブロック別に再編の組み合わせをお示しし、その中で通学距離もお示ししています。最終的には 1 学期というか、1 回目、全体を回った段階では、具体的な通学手段まで詰めた議論には正直なっておりません。それぞれ再編の組み合わせによって通学経路が異なるものですから、例えば既存のバス路線が走っているところ、あるいは、バス路線が走っていても手宮地区のように乗りかえということも、それをよしとはしないのですけれども、そういった場面も議論の中で出てきています。そういうことを整理しながら、2 回目の地区別懇談会に臨もうと考えているものですから、1 回目の懇談会の中では、この地区についてはスクールバス、あるいは、バス助成をしますという断定的なお話はしていない状況でございます。

○大橋委員

それでは、これから 2 回目の懇談会の中では具体論に踏み込んでいく可能性があるということですか。

○教育部山村次長

1 回目の地区別懇談会の中でも、保護者の意見としては、再編はやむなしなのだけれども、やはり通学上の安全、あるいは子供たちの疲労度、それから通学経路の問題ということで、それが一たび実際に具体的にになると、その辺が関心事だという声が多かったというふうに認識しておりますので、地区別懇談会もいろいろなやり方を考えてございますけれども、そういった中ではそれが大きなテーマになるというふうに考えています。

○大橋委員

いわゆる費用の問題ですけれども、先ほど、今は 2,800 万円ぐらいの経費がかかっているとの説明がありました。現在は国から出ていて、どちらかというと十分に費用が賄えている、そういう答弁がなされていたと思いますが、今度、学校規模・学校配置適正化基本計画が進んでいったときに、要するに、小樽市の判断でどこにスクールバスを運行するか決めていくわけですけれども、そういう教育上の配慮から市の判断で運行を決めていった場合、そのときにも運営経費については国から出てくるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今は、交付税措置という形で、スクールバスにつきましては 1 台約 560 万程度の交付税措置がされています。

○教育部長

今、教育委員会ではスクールバスを出す対応と定期の全額助成と二つの対応をしているのですが、スクールバスのほうは、今、課長が言ったとおり、国からの交付税措置があるのですけれども、定期のほうは現状ではないのです。ですから、そこは助成という部分で一つの課題があると考えております。

それから、先ほどの答弁ともちょっと重なるのですけれども、今、私どもでスクールバスを出しているのは、桃内は相当昔に統合したものですから経過があつてちょっと異なるのですが、50 人以上という形でスクールバスを出す、それより少ないところについては定期券への助成を行うという説明をさせていただきました。

実は、この 5 月、7 月の中でも、このスクールバスについての質問が数としては一番多かったと思います。それから、やはり小樽の地形のことが一つありました。今、小学生は 2 キロメートル、中学生は 3 キロメートルという距離要件をつけているのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、どちらかというと長橋中心、銭函中心なものですから、国道沿いでわりと平らなのです。ただ、今回の適正配置計画の中ではそうではない部分がありますので、そこも一つ今後の話合いのポイントになるのかと思います。

それから、バス助成の関係も、人数が 50 人にならなくてもスクールバスということも、国の交付税の関係からすると、それも視野に入れなければならないだろうと思います。ただ、中学生については部活などの関係があって、スクールバスでの対応はなかなか難しいのかなど。大体その三つぐらいの課題が今までの段階で出されてきている部分だろうと思っていますので、その辺を中心にしながらか、もう 2 学期に入っていますけれども、2 学期以降、第 2 波の議論の中では具体的な話合いをしていく時期に来ていると思っています。

○大橋委員

今の中で 1 点だけ確認します。

スクールバスの交付税措置ですけれども、これは全国的な統廃合だからスクールバスについては交付税措置を続けていくという国の補償、そのようなものがついているということなのですか。

○財政部長

はっきり申し上げまして、来年度以降の交付税の中でどう位置づけられるかというのは、現状では申し上げられないと思います。

ただ、現時点までスクールバスというものの位置づけは交付税の中でありますので、そのまま見える形で続けられるかどうかは別にしまして、一定程度スクールバスというものの財政事情があるということは国のほうとしても認めていくだろうと思います。

○大橋委員

◎市営プールについて

質問を変えます。

高島小学校温水プール開放事業についてお尋ねします。

これは、事務執行状況説明書の中に出てきているのですが、この利用人数の 3 年間の比較を一般使用と専用使用別に教えてください。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールの学校開放によります利用状況でございます。

高島小学校の場合は、学校開放ということで、小学校の水泳授業のない時間帯を開放しておりますことから、水泳授業で使っている人数についてはカウントしておりませんので、そういう形で説明させていただきたいと思いません。

また、平成 19 年は 4 月 16 日から 6 月 30 日までプールの工事をしていたということで休館になっておりますし、また、7 月から 9 月まで、学校の水泳授業の関係で 4 時から開館しております。20 年度からは、この間、6 月から 9 月までは水泳授業の場合は 13 時からの開館という形になっており、そこら辺の利用の形態が変わっておりますので、それを含めて説明申し上げたいと思います。

まず、19 年度についてですが、一般使用については 1 万 5,734 名、専用使用については 6,931 名、合計で 2 万 2,665 名、20 年度については、一般使用が 2 万 1,152 名、専用使用が 9,893 名、合計で 3 万 1,045 名、21 年度については、一般使用が 1 万 9,452 名、専用使用が 1 万 838 名、合計が 3 万 290 名となっております。

○大橋委員

この一般使用と専用使用の別なのですけれども、専用使用というのは、いわゆる昔やっていた水泳教室とか、業

者とも言えないのでしょうか、そういう人たちが利用していることを言うのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

この専用使用については、今お話のとおり、各水泳団体がございまして、そちらのほうは何コースか専用に使われるというものと、また、大会等で全館を使われる、こういうものを含めて専用使用という形で申請をいただいています。

○大橋委員

有料入場者の合計人数と、それから使用料収入額について教えてください。

○（教育）生涯スポーツ課長

これについても、3年間ということで、一般使用と専用使用に分けて説明いたします。

有料人数については、平成19年度は、一般が7,290名、専用が2,010名の合計9,300名で、収入が372万4,630円です。20年度は、一般が9,738名、専用が2,794名の合計1万2,532名で、収入が488万5,110円です。21年度は、一般が9,219名、専用が2,671名の計が1万1,890名で、収入が452万7,370円となっております。

○大橋委員

この開放事業の運営費が平成21年度は幾らかかっているかということと、決算説明書のどこに記されているのかということをお尋ねします。

○（教育）生涯スポーツ課長

これについては、決算説明書の中の教育費の社会体育費の中にございます。ページで言いますと223ページ、社会体育総務費の中の上から7項目めに学校開放事業費とございますが、こちらのほうはその内容になります。学校開放事業ということで学校の体育館を開放しておりますが、その部分と、夏の間をやっておりますプール開放事業、これらのものが一緒になった形で入っております。平成21年度については、このうちの2,078万4,956円が高島小学校温水プールの経費ということで支出しているところであります。

○大橋委員

現状については理解ができました。

依然、新・市民プールを早くつくってほしいという陳情が続いております。つまり、駅前の室内水泳プールを以前に利用していた人、それから、現在の市民の中に、高島小学校温水プールだけでは足りない、又は高島小学校が不便で行けない、そういう事情があるのだという理解はしているのですが、今回、スポーツクラブ・ウェルビーがフィットネスクラブ経営の株式会社ソプラティコに買収されました。株式会社ソプラティコとしては、今後、市民プールとして利用してもらうことを考えていきたいと表明されていると、マスコミ報道されているのですが、これについてはどのようにお考えになっているのか、そして、今はどういう形で話が行われているのか、それを教えてください。

○（教育）生涯スポーツ課長

今の株式会社ソプラティコのお話について、私も新聞等で確認したところでございますけれども、これについて、私どものほうとのそういう面での協力関係といいますか、そういうものを模索されているということを読みました。そういう中で、私どもとしても、その企業がどのようなお考えでいるのかということとは、これからお会いして具体的なお話をお伺いしようと考えているところでございます。

○教育部長

駅前の室内水泳プールがなくなるというときから、それ以前からの経過もあるのですけれども、あのような場所にあるものですから、ウェルビーのほうと、市の用途、これは学校授業で使うということも含めてなのですけれども、いろいろ話をした経過がございまして。その当時、ウェルビーは会員制のプールだったものですから、会員が使うときに迷惑というか、使えないというふうにはならないということで、そこはちょっと難しい部分がございまして。

た。

ただ、私もまだ新聞でしか知らないのですけれども、今の会員はそのまま継続して御利用いただくということをお願いしていたものですから、今、課長も申し上げましたけれども、話し合いといいますか、市が使っているいろいろな用途の中で、どこの部分が可能なのか、まずお話を伺おうというふうに思っています。

もう一つ、市民プールの代替になるかどうかという部分では、公認プールかどうかという部分があるのです。実は、ウェルビーは公認プールではないのです。ですから、いろいろな大会をやったときのいわゆる記録としては認知されない、その場合、競技をされている方にとっては、今、高島小学校温水プールも公認プールではないものですから、そこも一つ大きな課題になっているというところはございます。

ただ、いずれにしても、私も記事を読みましたので、一度、具体的に話し合いをしてみたいというふうに思っております。

○大橋委員

公認プールではないという課題が明確に出ましたので、逆に言えば、どうしても新・市民プールをつくらなければいけないと。そういうことをそちらのほうが表明するのは、私の意図したところではないのですけれども。

ただ、新・市民プールができるまでどれだけ期間がかかるかという問題が依然としてあります。つくりますというところまでは表明していますが、実際問題、新市立病院建設のほうが先ですし、場所の問題から言えば学校統廃合であいたところとか、そういう形で場所を選ぶしかありません。そうすると、どう考えたって、まだ3年、4年はできないと私は思っているのです。そうすると、その間、結局、どこという話にならなくて、今おっしゃったように、どの部分で利用できるのかという課題はあるわけです。

ただ、株式会社ソプラティコに対して、話を聞くという姿勢よりも、市としてこういう形で使いたいのでどこまで可能だろうか、そういう積極性が今は必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育部長

おっしゃるとおりだと思います。

やはり、今、高島小学校温水プールで一番の課題として上げられているのは、交通の便が悪いというのが一番です。ただ、やはり高島小学校温水プールと駅前の室内水泳プールを比べまして、利用者が一番不便がっているところは一般利用の部分で、専用使用の部分についてはそれほど数字が違わないのです。そして、一般利用ということになると、どうしてもウェルビーが今まで持っていた会員制という部分との調整をどうするかということが私自身が一番頭の中にあるものですから、まずそこをお聞きしなければならないと思いますし、その辺からも話し合いを進めていきたいと思っております。

ただ、先ほど言った、必ずつくるとするのは、第6次総合計画上、のせているということがあります。新・市民プールの場合は、公認プールかどうかというところに相当重きを置かれている方々もいらっしゃるということで、ちょっと言わせていただきます。

○大橋委員

ちょっと言わせていただいたということですね。わかりました。

◎学校支援地域本部事業と地域子ども教室推進事業について

次に、学校支援地域本部事業と地域子ども教室推進事業についてお尋ねいたします。

この事業内容と、それから費用について、簡単に結構ですのでお願いします。

○教育部青木次長

まず、地域子ども教室推進事業から説明申し上げます。

これにつきましては、小学校の施設、主に体育館を利用して、土曜日の午前中に地域のボランティアの力をおかりして、子供たちの居場所づくりということで実施している事業でございます。これについての経費といたし

ましては、平成21年度で31万3,636円ということで支出してございます。

次に、学校支援地域本部事業でございますが、これは国のほうからの各市町村への委託事業ということで、20年度から制度が実施されておりますが、小樽市におきましては、21年度からの実施ということで開始してございます。この内容につきましては、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援するとともに、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えていく、そういう中で地域と学校との連携を深めていくという事業でございます。これにつきましては、委託事業ということでございますので、21年度の委託費につきましては177万6,000円ほどになってございます。

○大橋委員

地域子ども教室推進事業に意外と費用がかかかっていなくてちょっと驚いたのですが、今、地域子ども教室がボランティア不足で中止になっているという状況を聞いておりますが、現状はどうなのでしょう。

○教育部青木次長

地域子ども教室につきましては、平成20年度まで市内の小学校全校で、回数に差はありましたけれども、実施してきたところでございます。ただ、20年度を終了しまして、3校ほどでボランティアの不足、あるいは、実際に開催したけれども、利用する児童が少ないという理由もございまして、21年度以降については、現在、3校が休止中ということで、残る24校で今実施している状況です。

○大橋委員

ボランティアが不足しているという部分なのですが、ひとりのボランティアではとても回せないということはあると思いますけれども、ボランティアの不足の原因といえますか、その部分のほかに、今のボランティアに対しての待遇とか拘束時間、それから、業務内容に対する考え方、そういう部分とボランティアの不足の原因との関係はどういうふうに考えていますか。

○教育部青木次長

ボランティアの不足の原因、待遇等も含めてということでの御質問だと思います。

地域子ども教室におきましても、また学校支援地域本部事業におきましても、実際にボランティアに当たる方については無償ということで従事していただいております。その中で、ボランティアの確保が困難になっているということにつきましては、地域子ども教室については平成16年度から、当初は国の委託事業ということでスタートしまして、19年度から市の単費で事業を実施しているところでございます。その中では、ボランティアを続けていただいている皆さんには、ボランティアをすることの喜びが最大の報酬ということでお続けいただいているということで、非常に感謝しているところでございますが、いかんせん、事業もこのように年数を経てきますと、それぞれの方もお歳をとられるということがあったり、あるいは仲間を誘ったり、私どももボランティアの募集についてはPTAあるいは町会への呼びかけなどで努めているところではございますが、なかなか確保が進まないところもあります。学校によってそういう問題もあるものですから、そういうところでちょっと苦慮している状況でございます。

○大橋委員

学校支援地域本部事業のほうなのですが、これは今年で予算が終わり認識してはございますけれども、来年以降については、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○教育部青木次長

学校支援地域本部事業、この学校に対するボランティアの取組というのも、この事業は8年前から各学校を有する地域のボランティアの状況に応じて実際には実施してきたところです。

この学校支援地域本部事業を開始するに当たって、それまでは各学校で行っていたものを、その校区だけではなくて、今回は手宮、高島、色内地区の五つの小学校で行ったわけですが、そういう各学校だけではなくて、今後は

学校再編も進んでいくと思いますが、それぞれの学校校区だけではなくて、より広い地域のボランティアの方がその地域の学校への支援をするということが非常に大きな目的となると思いますので、そういう意味で、今後、国のほうからは、委託事業が終了した後は3分の1の補助率での補助事業への移行ということでのお話を伺っておりますけれども、今申し上げたような各校区だけではなく、より広い地域でのボランティアの各学校への支援という趣旨を生かすような形で、事業については続けてまいりたいと思います。

○大橋委員

最後に簡単に質問をします。

◎販路拡大事業について

事務執行状況説明書の25ページに販路拡大事業というのがあります。

端的に販路拡大事業をやっている、この部分は成果があったということや、この部分についてはどういう展開をしていきたいというふうに考えているか、それについてお尋ねいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいまの成果の部分でございますけれども、最近実施したものと、小樽の物産と観光フェアです。これは札幌圏で平成20年度から行っております小樽の物産と観光フェアでございますが、昨年につきましては3か所で実施しております、延べで35社程度、売上でございますとトータルで1,800万円程度ありますので、それなりの効果があったのではないかと考えております。

また、アンテナショップの展開事業ということで、ハッピーロード大山商店街というところの全国ふる里ふれあいショップとれたて村のほうに出店しておりますけれども、こちらについても、少しずつですけれども、売上げのほう伸びてきておまして、昨年10月、現地のほうで小樽フェアという形で、小樽の物産を持ち込みながら販売と観光PR等をしてきておりますので、首都圏におけるアンテナショップという意味では十分な効果があったのではないかと考えております。

課題につきましては、とれたて村では、その場所自体、ストックヤードといいますか、商品をためておけるスペースがもうないものですから、とは言いながら、少ない商品の数の発注が来るので、一つの商品の個数が1個とか2個というものを集約して送っていかなければならないという課題もございます。その辺につきましては、今は物産協会のほうに頼んで、やっていただいているのですけれども、先ほど来出ておりますインターネットショッピングサイトのほうで、小ロットで幾つも集荷して送るというシステムを使っておりますので、そちらを利用しながら、とれたて村のほうへの新しい商品などの展開などを考えていければなというふうに思っております。

○大橋委員

ハッピーロード大山商店街については、私も2回行ったのですが、2回目ほうが最初のときより小樽の置いている商品のスペースも小さいし、商品数も少ないなという感じがしました。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。